

令和7年

建設委員会会議録

とき 令和7年2月26日

品川区議会

令和7年 品川区議会建設委員会

日 時 令和7年2月26日(水) 午前10時00分～午後2時18分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 塚本よしひろ 副委員長 えのした正人
委員 澤田えみこ 委員 つる伸一郎
委員 のだて稔史 委員 中塚亮
委員 横山由香理

欠席委員 委員 木村健悟

出席説明員 鈴木都市環境部長 鴛田都市整備推進担当部長
高梨都市計画課長 川原住宅課長
小川木密整備推進課長 中道都市開発課長
大石まちづくり立体化担当課長 森建築課長
中西環境課長 篠田参事
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(資源循環推進担当課長事務取扱)
溝口防災まちづくり部長 滝澤災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
櫻木地域交通政策課長 山下交通安全担当課長
川崎土木管理課長 森道路課長
(用地担当課長兼務)
大友公園課長 北原河川下水道課長
平原防災課長 羽鳥防災体制整備担当課長
伊藤災害対策担当課長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他と進めてまいります。

なお、木村委員は欠席されるとご連絡ありましたので、ご案内いたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、2点ご案内いたします。初めに、昨日の委員会でのだて委員より、今定例会における代表質問に係る所管質問の申出につきましてご案内いたします。のだて委員の申出のとおり、予定表2その他にて、所管質問を行います。予定変更後の審査・調査予定表をお手元に配付しましたので、併せてご確認ください。

次に、昨日審査いたしました令和7年陳情第10号、法的権利・義務ナシ。行政認可ナシ。地権者所有資産評価・補償決定権ナシ。組合職員ナシ。小山三丁目第1地区・第2地区再開発準備組合の即時解散を求める陳情における中塚委員の質疑に関連して、理事者より発言を求められておりますので、これを許可します。

○高梨都市計画課長

私からは、昨日、陳情審査の中で中塚委員からご質問のありました、都市計画における市街地再開発事業の廃止について、口頭にて説明をさせていただきます。

市街地再開発事業をはじめとした都市計画は、都市計画法により決定・変更等の手続が定められておりまして、既に定められた都市計画の変更や廃止を行う際には、決定時と同様に法にのっとりした手続を経ることにより可能となります。具体的には、地域住民のまちづくりに関しての意向を受けた上で案を作成し、都市計画法に基づく説明会や公告・縦覧を行い、都市計画審議会の答申を受けて、区決定により決定されることとなります。

○塚本委員長

確認等がございましたら、ご発言願います。よろしいですか。

ほかになければ終了し、本日の予定に入ります。

1 報告事項

(1) 防災都市づくり推進計画基本方針改正案について

○塚本委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

はじめに、(1)防災都市づくり推進計画基本方針改定案についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小川木密整備推進課長

私からは、東京都の防災都市づくり推進計画基本方針改定案について、ご報告いたします。A4判資料、防災都市づくり推進計画基本方針改定案についてをご覧ください。

はじめに、1の経緯です。東京都は、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、安全で良質な市街地の形成などの諸施策を推進することを目的に、平成8年に防災都市づくり推進計画を策定し、現在まで4度の改定を行いながら、市街地の防災性の向上に取り組んでまいりました。

平成24年からは不燃化特区制度の活用や特定整備路線の整備など、木造住宅密集地域の改善に特に

重点的に取り組み、区も都と連携し防災まちづくりを強力に進めているところでございます。このたび、度東京都より、防災都市づくり推進計画の整備プログラムの計画期間である令和7年度末を見据え、計画の基本方針改定案が取りまとめられ、公表されたところでございます。

2の基本方針改定案の概要でございますが、別資料、A4判縦のホチキスどめ資料、防災都市づくり推進計画基本方針（案）概要版をご覧ください。

1、経緯・背景につきましては、先ほど述べましたとおりでございますが、令和6年1月の能登半島地震を受け、新たな視点での施策を展開し、不燃化を一層推進するため、本計画を改定するとしております。

2の計画の構成ですが、本計画は2部構成になってございまして、不燃化等の目標設定や地域指定を行うとともに、整備方針や計画の推進体制などを定める基本方針と、基本方針に基づき定める各地域の具体的な整備計画などを定める整備プログラムで構成され、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間となります。

3の改定スケジュールにつきましては、最後にご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。4、今回の主な改定内容ですが、3点ございます。

1点目は、現在、都と区・市で連携して取り組んでいます不燃化特区制度と特定整備路線の整備について、取組を5年間延長するとしております。

2点目は、整備地域外で局所的に対策が必要な地区を抽出し、「防災環境向上地区」という新たな地区を位置づけ、防災生活道路や公園整備等への助成を開始するとしております。

3点目は、防災生活道路や公園・広場等への整備に当たり、区・市への支援を拡充し、整備を一層促進するとしております。

次に、5の主な目標ですが、初めに延焼遮断帯の整備目標では、整備地域内の形成率を令和17年度までに80%に設定し、特定整備路線を令和12年度までの全線整備を掲げております。

続きまして、市街地の整備目標ですが、全ての整備地域の不燃領域率を令和12年度までに70%以上、また全ての重点整備地域、いわゆる不燃化特区の不燃領域率を令和12年度までに70%以上にするとしております。また、新たな地区として位置づける防災環境向上地区では、令和17年度までに全ての地区で70%以上を目指すとしております。

3ページ目をご覧ください。防災都市づくりの地域指定と整備方針ですが、地域特性などに応じて、整備地域、重点整備地域、防災環境向上地区等に区域分けをして、市街地の状況に合わせて段階的に施策を展開するとしております。品川区内で約733haが指定されている整備地域では、整備方針として、防災機能を備えた公園整備への支援拡充を行うことが示され、また区内10地区で指定されている重点整備地域では、不燃化特区制度を令和12年度までの5年間継続・強化を図っていくことが示されております。

4ページ目をご覧ください。新規指定となる防災環境向上地区ですが、整備地域外の本造住宅密集地域等のうち、局所的に対策が必要な地区を町丁目単位で東京都が指定するもので、33地区・約1,000haが新規に指定されます。品川区内では3つの町丁目が指定され、次のページの拡大図をご覧ください、大井・西大井南地区という名称で、大井七丁目、西大井三丁目、西大井四丁目の一部が防災環境向上地区に位置づけられます。

4ページにお戻りいただき、防災環境向上地区の整備方針では、防災生活道路や公園などの整備等への支援を新たに開始するとしております。

初めの資料、A4縦、防災都市づくり推進計画基本方針改定案についての資料にお戻りいただき、最後の3の計画改定に向けたスケジュールをご覧ください。本日併せてお配りさせていただいておりますA4判横の防災都市づくり推進計画基本方針（案）は先月1月31日に公表されまして、同日から3月3日までパブリックコメントが実施されているところでございます。東京都では都民の皆様からご意見をいただきながらさらに検討を進め、令和7年3月末に基本方針を定め、公表するとしています。基本方針改定を受け、令和7年度は各地域の具体的な整備計画を定める整備プログラムの見直し、検討を行い、令和7年度末までに整備プログラムを策定し、防災都市づくり推進計画の改定を行う予定となっております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

今回、基本方針が改定をされるということで、防災対策が強まって、区への支援も強まっていくと、強化していくというところでは良いと思います。

今回、不燃化特区の助成事業も延長されたということで、それについては区内でも様々建て替えが進められていると私も実感をしておりますので、これが延長されることはさらに建て替えが進んで、不燃化・耐震化が進んでいくと思いますので、よかったと思いますけれども、それと併せて、特定整備路線の整備期間も延長されたということで、この特定整備路線についてはこの間言ってきておりますけれども、やはり住民を立ち退かせて生活を壊すということで、住民の方からも、防災のためと言うけれども、自分にとってはこの道路の計画がむしろ災害だという声も出されています。そうした事業に600億円も使って進めていくと。しかも、もともと道路があるところではなくて。既に町が形成されているところに、特に補助29号線などは市街地を道路が突き進んでいくと。こうした計画の下で暮らしが壊される。この特定整備路線はやめるべきだと思います。

ぜひ区としても区民の生活を守るために、この特定整備路線は中止を求めていただきたいと思います。それと併せて整備プログラムにも、それを具体化しないように求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

特定整備路線に関するご質問をいただきました。

説明をさせていただきましたけれども、品川区におきましては約3分の1が木造住宅密集地域であるということで、非常にこの防災性の向上が求められているという状況でございます。東京都により特定整備路線の整備が進められてございますけれども、この整備とともに、区といたしましては説明がありましたけれども、区が行っている不燃化の取組、また耐震化の取組、それからまた地域で行っていただいているソフト的な取組も併せて重層的な取組を行っていくことで、区の防災性の向上、安全性の向上に取り組んでいくべきだということで考えてございます。

東京都におきましては、地域から様々特定整備路線の整備に関する不安の声が上がっているといったところについてはお伝えをし、丁寧な説明を行うように、今までもそうでしたけれども、これからも引き続き区としては求めてまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員

丁寧な説明を行うというのですけれども、丁寧な説明をしても、やはりそこに住み続けたいというの

が住民の願いなのです。丁寧な説明というのであれば、この特定整備路線を中止にすべきだと思います。実際この道路ができて、火の粉がさらにそれをまたいで飛んで延焼が広がってしまうということになります。特に戸越公園の駅前に五丁目19番地区ができて風が強まって、私もその風の強さを実感しているところですが、本当にビルができれば強風が吹いて、火がむしろ広がってしまうというふうになるのが実態ではないかと思えますけれども、そこを伺いたいのと、あと、今回この基本方針には2030年度までに特定整備路線を全線整備するとなっておりますけれども、そうするとあと5年ですね。5年で完成すると区は考えているのか伺います。

○小川木密整備推進課長

1点目のご質問の、延焼等で火が広がるといったご質問でございますが、我々区としましては東京都とやはり連携して、東京都としては延焼遮断帯の機能であったり、また避難路、救援路の目的で特定整備路線を整備すると。そして併せて区としましては、その沿道の建物に対しまして、燃えにくい不燃化であったり倒れない耐震化、そういったものを連携して行って、延焼拡大を防いでいくといったような取組を今行っているところでございます。

2点目の2030年の特定整備路線全線整備に関して区はどう考えているかということですが、都としましては、5年延長して2030年までの整備目標と掲げてございますので、それに向けて取組が行われていくというふうな認識をしてございます。

○のだて委員

5年後に向けて取組が行われていくと言いますけれども、私は5年では完成しないと思います。実際やはり住み続けたい、むしろ高齢の方は引越しもできないという人もいます。そうした中で進めることは困難だと思いますし、区内でいくと補助29号線だと3.5Kmありますけれども、工事だけでも実際どのくらいかかるのかと、その想定している期間を伺いたいと思います。

延焼の件でも、いろいろな取組を連携して行うことでと言いますけれども、実際に道路を造っても結局飛び越えてしまうということで、市街地の不燃化・耐震化を進めていくということが私は一番重要だと思えます。この整備地域、これは都全体なのですけれども、平均で65.5%ということですので、区内のこの整備地域の不燃領域率が分かれば伺いたいと思いますが、これをやはり引き上げていくということが、燃え広がらないまちになると思います。

この特定整備路線の裁判の中でも、シミュレーションを行って、やはり60%、70%になっていけば燃え広がらないと、ほとんど燃え広がらないということになっておりますので、そうした不燃領域率を上げていくということが必要なのではないかと、それが一番の対策ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○小川木密整備推進課長

1点目のご質問の、特定整備路線の工事にどのくらいかかると想定しているかというご質問ですが、こちらのほうは一定程度の期間はかかるというのはイメージができるのですが、具体的にどのくらいの期間かかるかというのは、区では把握してございません。

2点目に関しまして、区内の整備地域の不燃領域率ですが、区内の整備地域の不燃領域率は、令和3年時点ですが62.8%でございます。それとあと、不燃領域率の経過でございますが、やはり我々木密整備推進課といたしましては、着実に不燃化の促進を進めるために、不燃領域率という指標を基にしっかりと不燃化の促進、老朽建築物の除却・建て替え等、しっかりと進めていきたいと考えてございます。

○のだて委員

不燃化を進めていくというところでは、区もいろいろお宅に訪問したりして取り組んでいただいているので、その住宅の耐震化・不燃化というところはぜひより一層進めていただきたいと思いますけれども、この特定整備路線については、特に補助29号線はやはり住民の暮らしを壊し、防災にもならないと思いますので、東京都に対してもこの特定整備路線は中止をとということで求めていただきたいと思います。これは強く要望しておきたいと思います。

○中塚委員

この防災都市づくり推進計画基本方針（案）の冒頭に、この計画は震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐためと書かれておりますが、果たしてこの計画が震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐものになっているのかというふうに読ませていただきました。

まず具体的に伺いたいのですけれども、首都直下型大震災時の品川区内の出火件数の想定、これが何件かということをご説明ください。なぜかという、この防災都市づくり推進計画基本方針（案）の、ページ数には2-14と書かれているのですけれども、この2-14には延焼遮断帯の設定ということで、左下にイメージ図が描かれているのですけれども、品川区内の出火件数に比べて、このイメージ図では、都市計画道路を挟んで左側の住宅は皆燃えていることになっているのです。なぜ左側の住宅街・住宅地が全焼してしまうのか。ここをご説明いただきたいと思います。

○平原防災課長

まずご質問いただきましたうち、東京都の被害想定、令和4年発表のものでは、品川区での想定出火数は24件となっております。

○小川木密整備推進課長

防災都市づくり推進計画基本方針（案）の2-14の絵でございますが、左側がなぜ燃えているかというご質問ですけれども、あくまでこれは例えばということで表している図でございますので、左側が火災が起きた場合は、一定程度の高さの規模の建物があれば遮断できるというものを図で表したものでございます。

○中塚委員

都市計画道路と沿道の不燃化・高度化による延焼遮断帯が防災の役に立たないということは、これまでも度々述べてきました。今のご説明ですと、品川区内の火災の想定は24件。二、三町丁目に一件ぐらいというイメージでしょうか。それに対して、このイメージ図ですけれども、延焼の防止と書かれているが、結局延焼の防止となる耐火建築物までは燃え尽きてしまう。こういう対策が被害の拡大を防ぐためと言うには当たらないと思いますが、改めて伺いたと思います。

品川区も不燃化特区事業を様々行ってきまして、不燃領域率が70%を超えると燃え広がらないと、東京都の説明を区は繰り返してしまして、これには私は一定の根拠があるとは思っています。となれば、この延焼遮断帯を造って、そこまで燃え広がってしまうこうした延焼遮断帯の設定よりも、不燃領域率を70%に引き上げるいわゆる建て替え支援などを行えば、火災の発生24件がそれ以上広がることはないとは考えられないのか、伺います。

○小川木密整備推進課長

1点目のご質問でございますが、延焼遮断帯の中の建物に関しては燃えてしまうといったところでございますが、こういったところも延焼遮断帯だけではやはり防災機能としては不十分でございますので、区としては建物の不燃化の促進等も都と連携して併せて行うことで、こちらのイメージ図でもあります

建物が火が燃え広がらないような取組を現在行っていっているところでございます。

2点目でございますが、委員おっしゃるとおり、延焼遮断帯の形成だけではなく、市街地の不燃化というのも我々としては重要だと考えておりますので、市街地のところの不燃化についても、しっかりと促進を進めていきたいと考えてございます。

○中塚委員

2-14の図のように、延焼遮断帯までは燃え尽きてしまうというのがこの計画のイメージ図です。木密整備推進課長は、延焼遮断帯の形成だけではなくて、いわゆる建て替え支援などの支援で不燃領域率を上げて、言わばこれを品川区は重層的だという説明をしてきましたけれども、私は不燃領域率を70%まで引き上げていけば、わざわざそこに住んでいる方々やご商売されている方を、強制力をもって立ち退きを求める補助29号線の整備は要らなくなると思っています。

計画には震災を予防し被害の拡大を防ぐとおっしゃっていますが、区内の24件の火災の初期消火に成功すれば火災の拡大は止められます。初期消火は一定困難性もありますけれども、不燃領域率70%以上に建物の更新を進めていけば、火災の拡大を防ぐことができます。いつ完成するか分からない補助29号線の整備で被害の拡大を防ぐという計画は改めるべきだと思います。

大体補助29号線は、いつ起きてもおかしくないという首都直下型大震災の時系列と、いつ完成するか分からない補助29号線の整備と、結局石原都知事が辞める直前に計画をぶち上げて、それで都と区が乗って、濱野区長も手を挙げて、住民にとっては甚だ迷惑な計画だと思います。

次に、この分厚い資料の3-9、先ほどのイメージ図よりも延焼遮断帯の整備イメージがもう少し立体的といいますか描写的に、書かれておりますけれども、これはすぐにマスタープランをつくるときに、補助29号線沿道を右も左も見た目では10階建てのマンションで埋め尽くし、壁のようにそびえ立つと。このような計画をつくるのかと指摘をし、マスタープランからはこの図は削除されたのです。あまり当時のことを知らない職員の方もいらっしゃるかもしれませんが、マスタープランを作成中の途中段階ではこれが載ったのです。これをパネルにして見せて、補助29号線沿線をこのようなまちにするのかと批判・指摘をさせていただいて、少なくともこの絵は削除された経過があるのです。それをまたここに持ち出すということは、改めて穏やかな住宅街を壊す計画だということがこの基本方針の中心部分だと思います。

しかもここに書かれていることは、別に私が想像で言ったわけではなくて、わざわざ「不燃化・耐震化を促進するとともに、統一感のある街並みの形成」と書かれているのです。つまりはマンションやオフィスビルで壁のようにビルを建てると。それは統一感と言っているだけであって、そう書かれているわけですね。その下には「市街地再開発事業などの手法で、沿道のまちづくりを促進」。戸越公園駅では五丁目19番地区と北口とを結んでおりますけれども、こうした動きをさらに進めていくということをごここに記しているわけです。このようなまちづくりを品川区民は望んでいないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○小川木密整備推進課長

3-9のイメージ図のご意見でございますが、やはりこれはあくまでこの絵に関しましてはイメージといったところではございますけれども、延焼遮断帯機能として位置づけられている特定整備路線、当都市計画道路につきましては、用途的な規制に関しましては一定程度の建物の高さを確保するような規制になってございますので、そういったようなところを踏まえると、表し方としては、イメージとして持っていただきやすい絵としてはこういったような絵といったところで、東京都が採用したのではない

かと考えているところでございます。

併せて、市街地再開発事業等に関しましても、まちのにぎわいであったり、そういったものもありながら防災機能の強化といったところでは、それも併せて防災のまちづくりに資する事業であるというところでは認識しているところでございます。

○中塚委員

3-9の整備イメージは、あくまでイメージだとおっしゃいますけれども、少なからずここで書いてある注釈はイメージではないですね。説明ですから。右も左もマンションやオフィスビルでびっちりともまるで壁のように住宅地を覆い尽くすと。それを「沿道建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに統一感のある街並みを形成」とここで言っているわけであって、このような姿のまちを品川区民は望んでいないと思います。

「市街地再開発事業など様々な手法を活用し沿道のまちづくりを推進」、これは実際は30階建てですから、イメージ図はイメージしていないと思いますけれども、少なからず補助29号線なる都市計画道路とタワーマンションなどの開発がいまだに防災対策だとおっしゃる区の姿勢は転換して、住民参加で誰もが住み続けられる、また品川の住宅街や商店街や街並みを維持する、発展させる、魅力的にする、そうしたまちへの転換に基本方針は抜本的に改めるべきだと述べておきたいと思います。

それと最後に、これはやはり触れないとですね。概要版の5ページだと思うのですが、防災環境向上地区ということで、大井・西大井南地区が指定をされました。ご説明いただきたいのが、指定をするからには様々基礎的なデータを調査されていると思うのですが、さっきのご説明ですと3町会ですよね。ちょうど補助29号線と補助31号線の南側ということで、既に補助31号線を含めて道路が整備されることを前提にした計画だと思いますので腹立たしくも思うのですが、まずはちょっと基礎的なデータとして、先ほど3町会の説明がありましたが、この防災環境向上地区と連担する地域、このブルーのほうですね。ここの3町会の中の濃いブルーとちょっと薄いブルー、つまり指定されたところの3町会分の不燃領域率が何%なのかを伺いたいと思います。

また、ここは滝王子通りも含めて住民の方が何人か参加されての協議会という名前でしたか、計画をやってきましたけれども、ここが防災環境向上地区と指定されるまでのこの間の経過、概要で結構ですのでご説明いただきたいと思います。

○小川木密整備推進課長

まず1点目、3町丁目の現在の不燃領域率の数値でございますが、令和5年12月時点の数値になりますけれども、まず大井七丁目に関しましては39.1%、西大井三丁目につきましては39%、西大井四丁目につきましては47.8%になってございます。

2点目のご質問でございますが、この指定に当たっての経緯でございますが、東京都では能登半島地震等を受けて、局所的に対策が必要な地区といったところで、整備地域外の地域に対しても対策を講じていこうということで、一つの新たな指標として想定平均焼失率というものが出てきて、その想定平均焼失率が20%以上の地区に関してまずは抽出をして、今回、大井七丁目と西大井三丁目につきましては抽出されたという形になります。併せて、密集住宅市街地整備促進事業であったり不燃化特区で一体的に取り組を行っている地域でございまして、そのすぐ横にあります連担する地域として、西大井四丁目も防災環境向上地区という形で指定をされたという経緯でございます。

○中塚委員

この地域に住んでいる方の率直な実感ですけれども、ここは昔から一戸ずつの住宅の面積が大きいと

ところで、閑静な住宅地というふうに住民の皆さんは実感されていたところです。最近は大きい家が4軒、5軒の住宅になることもありますけれども、いわゆる第一種住居地域も含まれるところでもありますので、品川区全体を見ても閑静な住宅地と言われるところだと思います。それが不燃領域率を聞くと40%前後、30%前後ということに、住民の皆さんはこれを聞いて驚いている方もいらっしゃいました。

ただ、私はこの不燃領域率、先ほど一定根拠があると、「一定」と言った意味は、これは接道する道路が狭いと、その地域の中にある道路の幅が狭いと、不燃領域率というのは低く出るように計算されていると思うのです。その結果、ここは昔ながらの住宅地なので大きい車や通過交通もありませんし、地元に住んでいる方はいわゆる自家用車で出入り、生活することもできますし、道は狭いけれども生活する上では不自由のない、むしろ閑静な住宅地でとても住み心地のいい地域であります。そこをこれからこの計画の下で何をどうしていこうとしているのか、とても不安になります。

先ほど公園や防災生活道路という話がありましたけれども、公園の整備は周辺の方々の理解も含めて喜ばれるかなと思います。ただ、防災生活道路で確認したいのが、これはいわゆる都市計画道路補助29号線のように、事業認可がされると直ちに用地買収、引越し、立ち退きとなるそうした道路なのか、いやそうではなくて、現状の建物が建て替わるときに、指定された範囲は道路として提供しなければ、新たな建築確認申請が下りないということなのか。その防災生活道路というのがどういう権限を持って進められる計画なのか、ご説明いただきたいと思います。

○小川木密整備推進課長

防災生活道路でございますが、こちらは委員がおっしゃられる都市計画道路の事業ではございません。建て替えに際して、道路中心から例えば6mの幅員を確保するという、防災生活道路であれば道路中心から3mの部分は建物を下げていただくと。その部分の用地に関しては、区に売っていただきたいという交渉をさせていただくのですが、必ずしも区に売らなければいけないということではございません。これはあくまでも任意でお願いという形でやっていく取組でございますが、ただ一方で地区計画というもの定められているところに関しては、その3m分の空間に関しては建物の壁面を後退しなければいけなかったり、工作物を作ってはいけないといったようなルールが定められるところが大半でして、そういったようなルールがあるところに関しては、そういったものを作ることは逆にできないという形で、防災生活道路の沿道空間、道路空間はしっかりと確保していくといったような取組になるところでございます。

○中塚委員

これからどのようにまちづくりが進むのか心配もしておりますけれども、少なくとも森澤区長が本会議の場で、まちづくりはそこに住む住民の方々が主体とおっしゃっているわけですから、このまちの姿、将来の姿がどうあるべきなのか、今から何をすべきなのか、十分な住民の皆さんへの情報提供とその参加を促していく。そうした姿勢を求めますけれども、改めていかがでしょうか。

○小川木密整備推進課長

区民、また住民の皆様におきましては、我々の防災まちづくりの取組というものがしっかりと伝わるように、例えばまちづくりニュースであったり、そういったようなものも使いながら、また協議会等の中でしっかりと取組については周知していきたいと考えてございます。

○中塚委員

この防災都市づくり推進計画基本方針（案）は、基本的には新たな都市計画道路補助29号線などのこの道路の整備や沿道の不燃化、再開発、つまりは道路と再開発によるまち壊しだという指摘をさせて

いただきました。

今回、防災環境向上地区ということで、新たな地域も指定されて、今後進んでいくものだと思います。今、まちづくりニュースを配ってとかありましたけれども、なかなかまちの方々がご存じかという、それまでのことではありませんので、情報公開と住民参加を重ねて要望したいと思います。

また、かねてより指摘したことがありますけれども、品川区も、都市計画道路と再開発によるまちづくりではない、災害に強いまちづくりをしてきた経過があります。それは百反通りの上のほうにある戸越一、二丁目地区だったか、二、三丁目地区だったかちょっと忘れてしまったのですが、いわゆるセットバックの代わりに日影規制を緩和することで生活道路を造って、火災の発生と広がりを防ぐ、そうしたまちづくりも経験しております。都市計画道路とタワーマンションによる防災都市づくりから、街並みを生かした住民の参加と公開を徹底したまちづくりへの転換を重ねて要望したいと思います。

○澤田委員

延焼遮断帯や地区内残留地区を確保するなど、様々な手法を用いて燃えない・燃え広がらないまちづくりを行っていただいていると思います。

その中の一つで、公園や広場等の空き地は延焼の拡大を防止するなど、大変重要であるかと思っております。区としては1町会に1公園・1防災広場のようなものを基本とお考えであると認識しておりますけれども、また、そのための用地取得に積極的に今も取り組んでいらっしゃるのではないかと思っております。そのような公園や広場がなく、ぜひ欲しいという町会のお声も届いているのですが、現在公園や広場を持っていない町会はどれぐらいあるのか、もし把握されていらっしゃるようでしたら、教えていただけますでしょうか。

○大友公園課長

現在、公園のない町会の数につきましてなのですが、そちらの数値についてちょっと後ほどご回答させていただければと思うのですが、現在進めている中におきましては、公園のない町会をなくすという方向で、できるだけ用地の確保等々に努めてまいりまして、整備を進めているところでございます。数値に関しては、少しお時間をいただいて、後ほどご回答させていただければと思います。

〔直後に「約30町会ほどが公園・児童遊園を有さない町会数」と答弁あり〕

○澤田委員

かしこまりました。ぜひ分かりましたらで全然大丈夫ですので、お教えていただければと思います。

今、1町会に1公園ということで動いてくださっているという話をいただきましたけれども、ぜひ今後、地域の皆様にその必要性をよく理解していただけるように丁寧な説明をしていただいたり、今もやっているといると思うのですが、今後も丁寧な説明をしていただいたり、ほかにもこの基本計画に記載されてありましたように相談窓口の設置、ほかにも外出が難しい高齢者などに向けて、訪問型の再建生活支援や公的住宅等を活用した移転先の確保周知なども一緒に今後も進めていただければと思っております。要望で終わります。

○大友公園課長

数値なのですが、約30町会ほどが公園・児童遊園を有さない町会数となっております。

○澤田委員

約30町会もあるのだということで少し驚いたのですが、ただすごく品川区は町会が多いので、その中で約30町会というのが多いのか少ないのかちょっと分かりませんが、少しでも進むように進めていただければと思います。よろしくお願いたします。

○つる委員

概要版だと最後のページですかとか、それから防災都市づくり推進計画基本方針（案）だと2-11とかに記載があるところで、冒頭の説明のあったところですけども、防災環境向上地区と、それからその連担する区域というところで説明があったと思うのですが、ちょうどここは大田区との区境になっていて、そのエリアを指定する意味というのは先ほど来説明があったし、こちらにも記載があるわけですが、そうするとこの細い道路を挟んだ大田区側はその地域に指定されていないですが、大田区の山王一丁目22とかその辺りだと思うんですけども、別の形で、もう既にそういう東京都として大田区の地域防災に関する手当というのが既にされているのかどうかというのを、この区域のありようを教えてくださいと思います。

○小川木密整備推進課長

こちらの新たな地区の防災環境向上地区でございますが、こちらは局所的に対策が必要な地区を町丁目単位で東京都が指定するという形になってございますので、品川区では今回新たな指標・基準に基づいて、この2町丁目と連担する町丁目抽出されたといったところでございますので、大田区と何か連動しているとか、そういったところではございません。あくまでも町丁目単位で指定をされているといったところでございます。

○つる委員

どうしてもどこかでいろいろな、それこそ最近所得制限撤廃となって、所得とかどこかで線を引くとか、エリアで線を引くというのは、これをせざるを得ないことだと思うのですが、災害というのはそういう町丁目とか区域とか関係なく発生しているものだと思うんですけども、その上でいろいろなレベルでの防災対策というのはこの面で見るときにはされているのかなという理解がある。区としての防災とか東京都としての防災、国としての様々なレベルであるのですが、確かにその町丁目ということでの切り方なのですが、これは例えば西大井三丁目などは、大田区山王のほうに一部が少し出ている。世帯で言うと2軒ぐらいあるのかなと思うのです。そうすると、それぞれ向こう三軒両隣ではないですが、こういう部分の要するにその当該場所がそうした必要性があるかどうか、まさにその町丁目ですらに網掛けて、またさらにその中でどこかというふうになっていくのだと思うんですけども、そうしたときに町丁目で切ったとはいえ、当然区の中でもそういったところはあると思うんですけども、たまたまここがそういう大田区側に、大田区側という表現が適切かどうかあれですけどもなっている。そうするとその両隣とか後ろとかの対策・対応というのが確かに町丁目切り取っただけけれども、そこに結局隣接するところの部分、これは道路ではなくて建物で隣接しているところもあるわけですね。そうしたところの考え方というのは東京都とかも含めてどうなっているのか、教えてください。

○小川木密整備推進課長

今回の新たな地区、防災環境向上地区に当たっての抽出でございますが、やはりまずは町丁目単位で新たな指標も含めた形での基準を抽出するという形で、3町丁目抽出された。片や大田区のほうに関しましては、すぐ直近の周りに関しましては防災環境向上地区というものが指定されておられないので、隣接するところに関して町丁目という単位で見ると、我々が抽出された町丁目よりは危険性が低いのかなという認識でございますので、品川区としましては、まずは抽出されたということはそれだけ危険度が高いというか、何か取組を行わなければいけないということでございますので、まずはそこを品川区は品川区としてのエリアの中でというのはどうしてもありますけれども、しっかりそういったところで対策等を進めていきたいと考えてございます。

○つる委員

指定されていないということは、それなりのそのリスクとか危険度というもののプライオリティで言うところとそれほど高くないというところに隣接しているからというところがありました。なおかつ、どうしても町丁目で切ったら、この中でさらに重点的にやらなくてはいけないとか、建物のつくりとか、この辺のエリアを見ると、比較的敷地面積というか住宅面積が大きく取られているというところであると思うのですけれども、ただそろって密接しているところは密接しているし、建物のつくりの構造とかもいろいろあると思うのですが、ただここはたまたまそういう大田区側に突出するような部分があったので、面を見たときには当然そこも含む対策となったときに、道路ではなくて建物で隣接するところの部分の課題というのを東京都も含めてどのような手当てを考えているのかと。当然その中で危険度の高いところの支援等になってくるのだと思うのですが、またもしこういったほかの地域でも、東京都を含めてあるようであれば、隣接区との連携になるのか東京都を通じてやるのか分からないのですが、しっかりと、あくまでも指定された中でその課題が発生しないような形に手を打っていただくということをお願いしたいと思います。エリアが特別な形だったので、その辺をちょっと確認させていただきました。

○横山委員

私のほうから、幾つか質問させていただきます。

まず概要版のほうで、主な改定内容ということで3点、取組を5年間延長することですとか、新たに防災環境向上地区の位置づけがあるということですか、あと福祉への支援を拡充して、防災生活道路や公園・広場等の助成・整備を促進していくという内容なのですが、こちらの整備プログラムの策定というのが令和7年度末までということでスケジュールが示されましたが、区の各種計画にはいつどのように反映されていくのかという予定というか、ざっくりなスケジュール感がもし分かりましたら教えていただければと思います。

○小川木密整備推進課長

区の計画にどう影響があって、スケジュール関係がどうなっていくかというご質問ですが、こちらは我々としては、まさにこの防災都市づくり推進計画に基づいて不燃化の促進であったり耐震化に取り組んでございますので、何か区の具体的な計画を変える必要があるとか、そういったところはございません。

来年度、令和7年度、整備プログラムの改定等が行われていく予定なのですが、こちらの整備プログラムに関しましては、つくるのは基本区と市になってきますので、それを示していくといったところでは、我々も令和7年度、整備プログラムを都と一緒につくって、来年度末、整備プログラムをまとめて、この計画自体を策定するといったようなスケジュールになってくるところでございます。

○高梨都市計画課長

私のほうから1点を補足させていただきます。

防災都市づくり推進計画の改定に合わせまして、少し先になりますけれども、区で持っているまちづくりの最上位計画でありますマスタープランの改定であるとか、また耐震化の計画であるとか、そういったところの防災面にはしっかりと区のほうも防災都市づくり推進計画の内容を取り込んで改定していく、このような流れになってくると考えてございます。

○横山委員

策定プログラムは都と一緒に区と市とつくっていくということで、進めていただければと思います。また、マスタープランですとか耐震化防災関連のほうも影響を受けていくというようなご答弁あ

りましたけれども、以前、2014年のつる委員の一般質問で、事前復興計画の策定についての提案がされているかと思うのですけれども、こちらの全体版の5-19ページのほうに「事前復興と連携した取組」という記載がありまして、ちょっと私も勉強不足なのですが、都市の事前復興の取組との連携を進めていきますという内容ですとか、復興まちづくり訓練などの活動を推進しますというような記載があります。この辺りちょっと私は勉強不足でイメージがよく分からないのですが、何か今現在都で進めていることがあったりですとか、例えばその連携というところも、今後区のほうの防災の計画であったりとか、そういったところに何か影響があるのか。また訓練についても、こちらは長い計画になってきますので、しっかり整備されれば皆さん区民の方も安心できるかと思うのですが、いつ何が起こるか分からないような状況がある中で、やはり今後のリスクが高い想定平均焼失率20%以上を抽出ということで、特にそういったリスクの高い地域ということで今回新たに位置づけがされたというところで、何かあった際にも、その後すぐに復興していけるような状況を区としても考えていく、都と一緒にまた訓練等も備えていくという必要性が高いのではないかと考えるのですが、区としてのお考えをお聞かせください。

○高梨都市計画課長

都市復興の取組についてでございますけれども、品川区で持っている震災復興計画、それとそれに基づく復興の際に、職員がまず何にどう対処したらいいかというようなマニュアル等を、持っているところでございます。現状といたしましては、この都市復興に向けての取組、東京都のほうでも非常に音頭を取っていただいて、例えば震災復興訓練への区市町村職員の参加等の呼びかけ等がございまして、今年度も都市計画課の職員がその都市復興の訓練に参加するなど、区としても取組をしているところでございます。

今後につきましては、またマニュアル等を策定してから時間がたってきているともございますので、内部でしっかりと検討して、また最近、本計画の改定もそうなのですが、防災都市づくりに関する内容等、最近の動向等を踏まえてしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○横山委員

まず予防ですとか、しっかりと木密整備のほうを進めていただくということが大切かと思うのですが、いざというときに備えて、前後といったところも想像力を働かせていただきながら、策定プログラムの策定まで進めていただきたいと思いますので、要望で終わらせていただきます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 戸越公園駅北地区に関する都市計画案について

○塚本委員長

次に、(2)戸越公園駅北地区に関する都市計画案についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは、戸越公園駅北地区に関する都市計画案についてご報告いたします。資料はA4判縦2枚つづりのもの、A4判横2枚つづり、右肩に別紙と記載のある都市計画案の概要を取りまとめたものおよび都市計画案説明会での説明資料案の3点でございます。

A4判縦2枚つづりの資料をご覧ください。1、これまでの経緯でございます。地域では平成26年5月より不燃・共同化に向けた検討が開始され、平成30年9月に現在の準備組合の母体となります戸越五丁目10番地区市街地再開発準備組合が設立されました。設立後は準備組合を中心としてまちづくり検討が進められ、令和6年12月には近隣説明会が開催されたところでございます。令和7年1月には準備組合によるまちづくり検討が一定程度まとまったことから、区において都市計画素案の説明会を開催したところでございます。

次に、2、都市計画素案説明会の開催結果等についてでございます。

(1)説明会の概要として、説明会の開催日時、参加者数等については資料記載のとおりでございます。説明会でいただいた主な意見といたしましては、子育て世帯、オフィス利用者にも着目したまちづくりであればいいと思う、30階もの高さは必要ないのではないかなどがあったところでございます。

説明会後には地区計画の原案について、(2)に記載のとおり、公告・縦覧を行いました。

また、公告・縦覧に伴いまして、(3)に記載の期間・方法等により、意見書の受け付けを行ったところでございます。提出された意見書数といたしましては全部で70件でありまして、そのうち賛成が13件、反対が21件、その他が36件となっております。提出された主な意見といたしましては、北地区においても歩行者に安全なまちづくりを進めてほしい、110mの高層マンション建設に反対するなどがあったところでございます。

次に、3都市計画案の説明会の開催等でございます。区では素案説明会でのご意見や提出された意見書等の内容を踏まえ、都市計画案説明会の開催を予定してございます。

(1)説明会の概要でございます。開催日時、会場は資料記載のとおりでございます。対象者といたしましては、全ての区民・利害関係人となります。

恐れ入りますが、資料2枚目をご覧ください。(2)都市計画案の公告・縦覧であります。都市計画法第17条に基づき実施するものとなります。期間といたしましては、3月14日から3月28日の2週間となります。なお資料に記載はございませんが、意見書の受付期間も同様となります。

(3)都市計画案の概要です。恐れ入りますが、別紙をご覧ください。今回、決定・変更を予定している都市計画は4種類ございまして、1点目が戸越・豊町地区地区計画の変更でございます。主な内容といたしましては、これまでの地区区分に、戸越公園駅北地区を新たにE地区約0.6haを追加し、敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限等について定めています。

恐れ入りますが、別紙の2枚目をご覧ください。2点目といたしまして資料左上、高度地区の変更でございます。図のハッチングされている箇所は、現在第三種高度地区、建物の最低限度高さ7mが指定されていますが、後ほどご説明いたします高度利用地区の変更に伴いまして、第三種高度地区の指定を解除するものでございます。なお、高さの最低限度については変更がございません。

3点目といたしまして資料右上、高度利用地区の変更でございます。変更する地区といたしましては図のハッチングされている箇所でございます。先ほどご説明した高度地区の変更の範囲としております。そちらがBゾーン、その他がAゾーンとなります。内容といたしましては右の表のとおりでございますが、主なものといたしましては、建築物の容積率の最高限度を、Aゾーンにおいては現在の400%から650%に、Bゾーンにおきましては現在の200%から350%に変更するものでございます。また、2mの壁面の位置の制限を定めます。

4点目といたしまして資料左下、戸越公園駅北地区第一種市街地再開発事業の決定でございます。決定する主な内容といたしましては、建築物の整備に関するものとなっております。建築面積、延べ面積、主

要用途、高さの限度などを定めるとともに、住宅建設の目標といたしまして、住宅の戸数や占有面積を定めております。

参考といたしまして、現在準備組合が検討しております施設建築物のイメージ図は、資料右下図のとおりとなります。また、別添の説明会資料（案）につきましても、主に今回ご説明した内容を取りまとめたものとなります。4種類の都市計画案の内容についての説明は以上となりますが、いずれの案も素案からの変更はございません。

恐れ入りますが、A4判縦の資料2枚目にお戻りください。（4）説明会の周知方法でございますが、広報しながわ3月1日号および区ホームページ、また、地域周辺へのポスティングを予定してございます。

最後に、5、今後の予定でございます。説明会開催の後、説明会でのご意見や意見書によりいただいたご意見を踏まえまして、5月上旬に品川区都市計画審議会に諮り、ご承認いただければ、5月下旬に都市計画決定を行う予定としております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

今回説明会が行われて、10日の夜には113名の方が、11日の午前中に91名の方が参加をしたということで、意見書も70件提出されたということで、本当に高い関心があるなと感じております。この意見のところ、賛成が13件、反対が21件ということで、反対のほうが多くなっていると。この理由を区はどのように考えているのか伺いたいと思います。

そして、その他ということで36件ということになっているのですけれども、このその他というのは何か、伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

2点のご質問いただきました。

意見書の受付で、反対の意見書が多かったということはどう受け止めているかという点でございますが、今回意見をいただきました反対の意見書の多くは、風や日照等の影響が懸念されるため、高層マンションの建設に反対するものが多くあったところでございます。一方で再開発事業による公共貢献で、広場の整備や区道の拡幅が行われたという実例を例示していただきまして、安全で快適なまちづくりとなることを望むなど、賛成の意見も多かったこともあります。区といたしましては、いただいたご意見は地域の声としてしっかりと受け止めるとともに、今後も地域の声に耳を傾け、丁寧に対応してまいります。

また、2点目のその他の意見ということでございますが、今回その他の意見といたしまして出された36件なのですけれども、今回の意見書につきましては、都市計画法および条例など関係法令等に基づき実施したものでございまして、意見書の提出は関係権利者に限られるものでございます。区では説明会や品川区のホームページにおきまして、意見書を提出する際は権利の種類を必ず記載していただくよう説明しておったところでございます。その他意見として取り扱った多くは、権利関係が未記載であったものでございました。

○のだて委員

意見の中でも風や日照の問題が多く、高層マンションはやめてほしいと、反対だということで意見が

出ていたということです。私も幾つか意見をいただきまして、その中でもやはりこの風の問題、日照の問題が特に出されていると感じております。

実際今五丁目19番地区ができて、本当にオオゼキがある前の通り、三間通りは本当に風が強くなって、強風のときには高齢者の方はもう歩けないと、そこをよけて通るということにもなっておりますし、説明会の中では若い方もこの強風に危険を感じているということで声がありました。それだけやはり周辺住民にも大きな影響を及ぼしているという状況です。日照についても、半日日が当たらなくなってしまうという声ですとか、日が当たらない商店街になってしまうということで、多くの声が寄せられています。

こうした中でこの計画を進めてよいのかと思いますけれども、区の認識を伺いたいのと、ほかにもやはり商店街がありますので、この商店街のにぎわいがなくなってしまうということも声が出ております。その中でも、実際この五丁目19番地区ができたということで、それによって結局にぎわっていないのではないかと、商店街が衰退していると、こうした声も出ております。実際区はこの五丁目19番地区ができて、にぎわいが増したと感じているのか伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

2点のご質問をいただきました。

まず1点目が、五丁目19番地区の地区で風が強くて、そういった意見で危ないのではなかろうか、そういった中で区としてこのまま計画を進めるのかというところでございますが、説明会では2日間で今委員おっしゃったとおり200名を超える多くの方にご参加いただきまして、高さや日照の関係など様々なご意見をいただいたところでございます。

風につきましては、地域の声としてしっかり区としても把握しているところでございますし、現在準備組合でも風の影響をどの程度抑えられるかというところを検討しているところでございます。区といたしましては、いただいたご意見については説明会等でも丁寧に回答を行いまして、一定のご納得というよりはご理解をいただけたのかなというところを考えてございます。また今回の都市計画につきましては、マスタープランやまちづくりビジョン等で示しております将来像の実現に向け、区として必要な計画と捉えているところでございます。今後も区といたしましては地域の声に真摯に耳を傾けながら、丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

また、2点目のにぎわいが衰退しているのではないかとこのところではございますが、こちらも説明会でもお話をいただきまして、区といたしましては、五丁目19番地区は従前の地区が飲食店であったりにぎわっていた地区ではございますけれども、また新たなにぎわいの場としてしっかりと拠点整備を行って、戸越公園駅周辺では補助29号線の整備は今後、連続立体交差事業、駅前広場事業など、現在実施計画されている事業が多くございます。事業の進捗により町の状況に変化は生じてくるものと考えてございます。そのような中でも、五丁目19番地区や今回計画しております戸越公園駅北地区、そちらによって創出される広場や商業施設については、まちのにぎわいの維持向上に寄与するものと考えているところでございます。

○のだけ委員

風のところでは理解いただいたというお話でしたけれども、私はそのようなことはないと思っております。12月に行われた事業者の説明会、ここでは風の問題が出されて、事業者の説明に納得いかないと、今後もこの問題は追及していくという発言もありました。実際この事業者説明会で示された風のシミュレーションのところでは、現状の風の強さから強まっていく、ビルの周辺はほぼ強まるというシ

ミュレーションも出されています。ですのでこの超高層ビルができれば強まるのですね。そこは区としてはお認めになるのか伺いたいと思います。そうした中で、やはり住民の方は理解していないのではないかと私は思います。

あと、このにぎわいの問題では、いろいろな事業が行われて変化があるのだというお話ですけれども、やはり五丁目19番地区のところはショッピングモールがあつたりとかしましたのでお店もあつて、やはりお店がなくなってしまったと、少なくなったということで、にぎわいがなくなっているということも出されていました。やはり実際に見ると、広場ができて本当に人が通っていないのがよく分かるというような感じになっておまして、私もこの説明会で出されて、確かににぎわっていないのではないかと感じております。そうした中で、また2棟目、この北地区ができていくという中で、商店街が壊されてしまう、なくなってしまうということになれば、なおさらににぎわいがなくなると私は思います。

改めてその点を伺いたいと思いますけれども、やはり区民の方は、商店街が実際お店もやっているという中で、そこにこの再開発が進められていくということが信じられないという方もいらっしゃいます。そうした既に商店街があるところに再開発で商店街を壊していくということで、にぎわいができるとは私は思えませんけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

質問の1点目の風の件でございますが、準備組合のほうからは、一定一部の地点で風環境が悪化するということは聞いてございます。ただ一方で、中高層市街地相当に対する、そこに抑えられるように防風植栽を行うことで対応すると事業所よりは聞いているところでございます。今後も検討の中で風洞実験等を行っていくと聞いてございますので、その状況を見つつ、しっかりと範囲内に収まるように、区としても指導してまいります。

また、その風の影響を区民が理解していないのではないかとこのところでございますが、区といたしましては、高層化することによりまして風が強くなるということは、五丁目19番地区でも経験といたしますか感じておりますので、そこに影響が出ないように、より一層の対策を準備組合に求めるとともに、区といたしましてはそういったご不安をお持ちの方に対してしっかりと丁寧に説明してまいりたいと考えてございます。

また、3点目のにぎわいの件でございますが、今回のまちづくりの再開発の事業区域でございますが、補助29号線の沿道にかかってくる地権者の方も複数いらっしゃいまして、そのような方たちがしっかりと商店街の再編についても自分たちの中でご議論を重ねて、どのような形態で再編していくのが望ましいのかというところで、答えが出ていきたくところでございます。

区といたしましても、補助29号線沿道に既存の商店街の再編という形で、準備組合からは1階のほうに店舗を設けるなど、そういった形でいろいろ工夫しながら進めていきたいとの報告を受けておりますので、しっかりとその辺りは引き続きにぎわいが創出されるよう、準備組合ともしっかりと指導していきたいと考えているところでございます。

○のだて委員

風については収まるように指導をしていくということで、その対策を求めるということですが、一部の部分が強まるというご説明でしたけれども、説明会のシミュレーションでは、ビルの周辺に15か所ぐらいある中で、10か所は風が強まるということが明らかにされています。この領域Aから領域Bに風が強まると。一部ではないのですね。もうほぼ周辺が強まるということで、実際樹木を植えて対策をするということなのですが、五丁目19番地区も植えてありますけれども、実際強まって大

変だというのが住民の声なわけですね。だから、なかなか対策は樹木を植えただけでは無理なのではないかと思います。そうした区民の声も受けていただきたい。それを考えると、やはりこの超高層ビルにするということ自体が問題だと思います。高くなれば、やはりその分風が地上に下りてきて、風が強まるというのは道理だだと思いますので、そこをやはり変えていくと。説明会の中でもあまりに高過ぎるということで、声が出されていました。

やはりそうした今の街並みを見ても、突出しているのが五丁目19番地区だけということで、そこに新たに2棟目が、しかも五丁目19番地区よりも高い建物が、100mの30階建てが建つということで、やはりそれは、住民としても高過ぎるという声が出されておりますので、そこは私も下げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

にぎわいのところでは、補助29号線にかかる方々もいるということで出てきた答えだということですけれども、その元凶である補助29号線をやめれば必要ないと、この再開発も必要ないということだと思いますので、そのもとから原因を断つことが必要ではないかと思います。

この説明会の中では様々な意見が出されています。地域のコミュニケーションがなくなってしまうとか、意見の中でも風や日照の問題はもちろん、環境の問題、CO2の排出が強まるということですか、高齢化が進んでいるのもっとやることがあるのではないかということですか、そうした本当に様々な声が上げられています。そうした中で、大体説明会には私も12月と1月10日の説明会に参加させていただきましたけれども、批判の声が相次いで出ておりました。なかなかこの間の都市計画の説明会で、そういったことはないのかなと思うのですけれども、相次いで批判の声が出ているという中で、この予定どおりに5月に都市計画審議会にかけるのかということをお伺いしたいと思います。かけるべきではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず、1点目の五丁目19番地区は樹木だけでは無理なのではないかというお話をいただいたのですけれども、現在五丁目19番地区につきましては風環境のモニタリング調査を実施しております、その結果を基に、どのような対策が図られるかというところを組合により検証しているところでございます。

また、施設建築物、北地区のほうは高過ぎるのではという、確かに多くの意見をいただいたところでございますが、まちづくりビジョンなどでは道路拡幅による商店街の再整備に合わせて、地域の生活拠点の核となる地区といたしまして、高度利用を図った都市型住宅と生活利便施設等の複合施設の整備を促進し、幅広い年代の定住人口を確保する地区として位置づけてございます。当地区の課題といたしまして、老朽建築物の密集や狭隘道路の存在、駅前立地でありながらオープンスペース等が少ないことが挙げられます。こうした課題解決に寄与するとともに、商店街のにぎわい維持・増進を図り、多様な世代が住み続けられる居住環境を確保するためには、区といたしましては一定の高層化が必要と考えているところでございます。

あと、都市計画手続の進め方、このまま進めるのかということですが、区といたしましては強行に進めるという考え方はございません。今回ご報告いたしました説明会や、今後行います意見書等で広くご意見を賜りまして、それに対して理解をいただけるよう、引き続き丁寧に説明を行っていく考えでございます。

都市計画の手続をする際には、説明会や意見書の提出といったご意見をお伺いする機会もでございます。また、意見書の内容を要旨としてまとめまして、学識経験者等で構成される都市計画審議会のほうに付

議され、審議されることとなります。また一連の手續のほかにも、ご不安やご懸念等がございましたら個別でお話を伺うと、区として真摯に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○塚本委員長

のだて委員、そろそろ質問をまとめていただけますか。

○のだて委員

強行に進める意思はないというお話でしたけれども、都市計画審議会に諮っていくということで、その際には意見書で出されたものは早めに出していただいて、委員がしっかりと読んで会議に参加できるようにしていただきたいと思います。これは要望しておきたいと思いますが、私が伺ったのは、今の予定ですと5月にこの都市計画審議会にかけるという予定になっております。やはり強行に進めるものではないというのであれば、これだけ批判の声が出ているということで、反対の意見も意見書として今回賛成よりも多かったという状況です。その中で5月に実施をしていくということはやめるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。むしろ3月の説明会もまだやるべきではないのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

この12月に行われた事業者の説明会では、理事長が挨拶をして、皆さんからの意見を活かしていきたいのだということで挨拶をいたしました。ですけれども、示された予定どおりにどんどん進めていくということでは、実際活かしているとは言えないと思います。区も耳を傾けて丁寧に対応していきたいということであれば、ここは一回立ち止まってみんなで話し合っていくということが必要なのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

このまま5月の都市計画審議会に付議するのかというところでございますが、区といたしましては今回の都市計画につきましては、繰り返しになりますが、マスタープランやビジョン等で示しております将来像の実現に向けては必要な計画と考えているところでございます。様々意見をいただいているところでございますが、一つ一つにしっかりと丁寧に回答することが品川区としての務めだと思っておりますので、しっかりとそこは今後も引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

また、事業者説明会で意見を聞くと言っていたというお話がございましたが、今後都市計画決定、現在も行われておるのですけれども、施設計画に関するものにつきましては準備組合のほうで検討されておりまして、まだ決定した建物ではございませんので、いただいたご意見等はしっかりと準備組合とも共有しながら、こういったご意見がありましたよとしっかりとそこは区としてお伝えしていきたいと考えているところでございます。

○のだて委員

意見を聞いて準備組合に伝えるということですが、実際1月の説明会でも批判的な声がどんどん出されている中で、3月の説明会には全く同じ案が出てくるということでは、やはり丁寧に耳を傾けているということにはならないと思います。1月の説明会では、参加された方が会場の方々に、この100mのビルの計画に賛成ですか、反対ですかということで呼びかけて、賛成に拍手した人は1人だけと、反対に拍手した人は多数いらっしゃいました。そうした中で、それを受けて区としても考えてほしいとの方から求められたわけですね。それでもこれを進めていくということは、区の判断なのか。それはおかしいのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

やはりこの都市計画審議会にも5月にかけるというのは、やめるべきだと、この状況を見てもやはり区民は望んでいないというのが実態だということだと思いますので、説明会の中でもやはりそうした状

況ですので、住民の皆さんと話し合う場を設けるべきではないかという声がありました。区民の皆さんもそれを望んでいるということで、そうした場を区としても設けることが必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

繰り返しになりますが、区といたしましてはいただいたご意見に対し、まちづくりビジョン等で示す将来像の実現に向け、今回の都市計画は必要な都市計画案であるということをしかりと引き続き丁寧にご説明することでしていきたいと考えてございます。

また、地区内の同意といたしましては、再開発事業の区域内ではかなり大勢の方から同意をいただいております。一方で、いろいろな課題がある中でしかりと進めていきたいという声もいただいているのが現状でございます。そちらの声にもしかりと寄り添いながら、また反対されている方の声にもしかりと寄り添いながら、区としてはしかりと準備組合にいろいろな意見を伝えていきたいと考えているところでございます。

一方で、その施設計画にご不安をお持ちの方がたくさんいらっしゃるということは区も把握しているところでございますので、こちらにつきましても、先ほどの繰り返しになりますが、準備組合のほうにはこういった声がありましたとしかりと声を届けていきたいと考えてございます。

また、住民と話し合う場を設けるべきではないかというところでございますが、区といたしましては、説明会という場では今後やる案の説明会という形で考えているところでございますが、個別の対応ではしかりと意見を聞きながら、しかりとそこは丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○塚本委員長

大分長い質問になっておりますので、そろそろまとめていただければと思えますので、ご協力をよろしく申し上げます。

○のだて委員

まとめていきたいと思えますけれども、個別に対応するということですが、やはりこの説明会等で皆さんの意見を聞きながら合意を踏っていくということが私は必要だと思います。説明会で求められた場というのもそういうものだと思うのです。それこそがやはりまちづくりの基本、やはり住民合意で進めていくということが必要だと思いますので、そうしたところで区も力を発揮していただきたいと思えます。

この再開発計画は、先ほども言いましたけれども、様々風や日照など住民への被害が多数あるという中で、街並みとしてもあまりにも高過ぎるということでやめてほしいという声が出ておりますので、この再開発は中止すべきだと、これは強く要望しておきたいと思えます。

最後に伺いたいと思えますが、3月のこの説明会の周知、ポスティング5,000軒ということですが、これは1月の説明会と同じ範囲で配布するというものになるのか伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

ポスティングの範囲につきましては、1月の事業所説明会と同様という考えで進めてまいります。

○中塚委員

戸越公園駅北地区ということで今もやり取りを聞いておりましたけれども、私は反対です。中止をすべきだと思います。若干かぶりますけれども、やはりまずここに30階290戸110mのタワーマンションがなぜ必要なのか、私は全く理解できません。区の見解を伺いたいと思えます。

それと、補助金は幾らなのか。協力組合員を含めて、参加しているディベロッパー、ゼネコンはどこ
の企業なのか教えてください。

昨日から続く区長の本会議の答弁ですけれども、まちづくりの主体はそこに住む住民であるとおっ
しゃっておりましたけれども、区長の言う住民というのは地区内の関係権利者のみを指すのか、それと
も12月の事業者説明会に参加された方々、日影の影響を受ける方々、風の強さを心配する方々など周
辺の住民、また商店街で買物をしている方々、また商店街が好きだなと思っている方々、広くは区民も
含めて区長の言う住民なのか、そこもご説明いただきたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず、1点目の高層マンションが必要な理由というところでございますが、先ほどの繰り返しになり
ますけれども、ビジョン等では幅広い年代の定住人口を確保する地区として位置づけているところご
ざいます。こうした課題解決に寄与するとともに、商店街のにぎわいの維持・増進を図り、多様な世代
が住み続けられる居住環境を確保するためには、区としては一定程度の高層化が必要と考えていると
ころでございます。

2点目の補助金等、あと事業協力者、ディベロッパー、コンサルタント等というところございま
すが、補助金につきましては、まだ現在事業化になってございませんので、こちらについては現在のと
ころ未定でございます。

あとゼネコン、ディベロッパー、コンサルタント等につきましては、現在準備組合という形態ではご
ざいますが、事業コンサルタントといたしましては、株式会社都市計画同人に委託していると聞いてい
るところでございます。また事業協力者といたしまして、東急建設株式会社と大成建設株式会社が参画
していると聞いているところでございます。

あと、区長が言う住民とはというところでございますが、先日の本会議の答弁におきまして、区長
の本会議での答弁はその地域に暮らす住民やそこに住む地域住民といった内容であったと認識してござ
いまして、地域という形にちょっと明確な定義はないものと認識しておりますが、使い方によってその一
定範囲が決まってくるのかなと考えてございます。

今回、説明してございます素案説明会とこの案説明会に関しましては、地区計画の範囲に権利をお
持ちの方だとかを今回対象としていたため、素案説明会におきましては、その範囲の方が地域住民であ
ると言えると考えているところでございます。一方で狭い範囲では再開発の事業区域、こちらも地域住
民という形で指すのかなと考えているところでございます。

○中塚委員

まず、この北地区になぜタワーマンションが必要なのかと伺いましたが、先ほど来からビジョンの説
明をされて、要するに品川区が決めたビジョンに合っているからだ。そこに住民の参加も、そこに住
んでいる区民の姿も全くない、身勝手な計画だと私は思います。

補助金については未定だと。都市計画審議会の日程まで5月上旬、決定が下旬と示しているのに、補
助金すら説明ができない。これで税金を納めている区民の方はどう思うのかと思います。

ディベロッパー、ゼネコンについても名だたる企業が群がっている。結局、保留床を高度化して、保
留床を増やして、こうした企業の利益にしか目がない。そのためのタワーマンションだと私は思います。

区長の言うまちの人は住民であるとの説明でもう少し伺いたいのですけれども、私が伺ったのは、つ
まりは区長の言う住民とは、地区内の関係権利者のみを指すのか、それとも違うのか。先ほどの説明で
すと、その地域に暮らす住民ということで一定決まってくるというようなご説明がありましたけれども、

その一定というのはどの範囲なのか伺いたいと思います。

資料に基づくと、(1)都市計画素案の説明会、ここは書いてあるとおり地区内の関係権利者ですね。地区計画案の公告・縦覧、これは地区内の関係権利者ということなので、その記載のない方はその他36件とカウントするほど徹底されている。都市計画案の説明会開催など(予定)3月16日・17日、これは区民・利害関係者ということでちょっと広がっているわけですね。12月の事業者説明会ではいわゆる2Hの範囲でご案内したということですので、伺いたいのは、区長の言う住民とは地区内の関係権利者のみなのか。それとも違うのであればどの範囲なのか、しっかりご説明いただきたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

区長の言う地域住民とはどこを指しているかというところですが、先ほどの繰り返しになってしまうのですが、地域という言葉自体に明確な定義はないというものと認識してございまして、使い方によって一定範囲が決まってくるのかなと考えてございます。委員ご紹介のとおり、素案説明会につきましては地区計画の範囲、ここを地区内、地域住民という形で取り扱ってもいいのかなと考えてございます。また、今回の都市計画案の説明会につきましては全ての区民が対象になりますので、そういった意味では地域住民という形で区民が全て入ってくると考えているところでございます。

○中塚委員

区長の言う住民とは、明確な定義というよりも、使い方でその範囲が決まってくるというご説明だと思えます。要はその使い方のことなのですけれども、資料には都市計画案の説明会の開催、さらには公告・縦覧、そして都市計画審議会の開催と決定まで記されております。この使い方の範囲では、区長の言う住民とは地区内の関係権利者のみを指すのか。それとも周辺の方々、影響を受けるの方々、また区政に関心のある方々の区民を指すのか、伺いたいと思います。

つまりは別の言い方をすると、反対の声が現に上がっている中で、反対だったり見直しだったり懸念だったり、住民の皆さんは様々な言い方があるかもしれませんが、少なくとも現状の計画では進めてくれるなという意見が多く挙がっている中で、なぜ森澤区長は都市計画の進めるのか、都市計画審議会に提案をするのか、伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

住民とは地区内だけなのかというところですが、先ほどご説明したとおり、今回の都市計画案の説明会につきましては、範囲を限定せずに全ての区民の方が対象になってございまして、意見書の受付も全ての方が対象となっております。

また、反対の声が上がっている中でなぜ進めるのかというところですが、区といたしましても、反対の意見だとか実際に質問が挙がっていたことは重々承知をございまして、その1件1件に対してしっかりと説明を行ってきたものでございます。区といたしましては、しっかりと将来像を実現するためには必要な都市計画と考えてございますので、その後、意見書等をしっかりと付議しまして、都市計画審議会に諮ってご審議をいただくものでございますので、そちらの進め方には進めてまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

森澤区長が本会議でこうも言いました。住民の声に耳を傾けると。課長も反対の声に寄り添いながら進めていくと。結局聞いているだけで、区の計画は進めていくというのはひどくないですか。話は聞かなくても、計画どおり進めさせていただきます。これが森澤区長の考えなのか伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

ご意見を聞いただけで、その中でも進めていくのかというところでございますが、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、区としては強行に進めることは考えておりません。今回ご報告した説明会、今後開く説明会や意見書の受付で広く意見を募りまして、それに対してしっかりと区の見解をお示しして、その結果をもって都市計画審議会に諮っていきたいと考えてございます。また一連の手續のほかにも、ご不安やご懸念があれば個別でお話を伺うなど、区としてはしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

強行に進める考えはないとおっしゃいますけれども、強行に進める考えというのは何ですか。

○大石まちづくり立体化担当課長

強行にというのは何ぞやということでございますけれども、説明会等で質問に対して全く反応しないだとか、そういったことを全く無視して進めるということが強行なのかなと捉えてございまして、区といたしましては、質問に対してはしっかりと1件1件丁寧にご回答していることもございます。今後も引き続き、説明会で出た意見や意見書等で出た意見につきましても、区の見解や計画の必要性、地域の課題等を含めながら丁寧に回答していきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

質問に対して無反応は強行だと。強行ですよ。でも私が言っているのは、質問に対して、いやこれは区の上位計画に沿っているものなので進めさせていただきます。これが反対意見に寄り添うとか、住民の声を聞きながら進めるには当たらない。結局反対意見は聞くけれども、区としては進めさせていただくというのが森澤区長の姿勢だと私は思います。

強行ではないというのを別の言い方をすれば、品川区の進め方は法律にのっとって進めていくと、簡単に言えばそういうことですね。同意率が一定の見通しが持てて、本組合設立の3分の2以上の確保が可能だという見通しが持てたら、反対意見に対しては区の上位計画を説明するだけでこのタワーマンションを進めていくと。この進め方の一体どこが住民の声に耳を傾ける姿勢があるのかと。そういう森澤区長の言い方は、私はごまかしだと指摘しておきたいと思えます。

最後に、今日の建設委員会の冒頭の都市計画決定の停止取消、組合の解散についても関連して簡単に伺いますけれども、冒頭の説明では、再開を進めるための都市計画の法律にのっとった手順といわば同じように、再開の廃止のための手順が必要なのだと。恐らく法律にのっとった説明なのかなと思えますけれども、ちょっとそこをもう一度確認させてください。

その上で私が聞きたいのは、つまり区長は一度都市計画決定されたものの、私の言い方では停止とか取消しはできないということなのか。変更ができることは昨日やり取りで分かりました。つまり、一度決定した都市計画決定、その事業は、区長は立ち止まること、中止すること、やめること、いろいろな言い方がありますがけれども、要するにやめることですね。それはできないという仕組みになっているのか、それだけ逆に言うと都市計画決定というものは重いものなのかなとも思えますけれども、そこをちょっと補足してご説明いただけたらと思います。

○高梨都市計画課長

委員会の冒頭にご説明させていただいた内容についてでございますけれども、まず繰り返し確認ですが、都市計画変更、都市計画の廃止ですね。市街地再開発事業をはじめとした都市計画の廃止につきましても、定められた手順を踏むことにより可能となっているということでございます。

ただ、決定のときも同じでございますけれども、都市計画の案を作成する際には、やはりこの地域住

民の方がどのようなまちづくりをしたいかというところの案をもって区のほうで案を取りまとめて、またそれが上位計画との整合等も含めて確認をし、都市計画法に基づく公聴会・説明会や公告・縦覧等を行って都市計画審議会に諮り、その答申をもって、最終的には区の決定をもって告示、決定されるという流れになってございますので、区が地域の皆さんの声を全くなしに区の独断で決定・廃止等が自由にできるといったものではないということで考えてございます。

○中塚委員

なるほど。その手続の中でということで、先ほど来もありましたけれども、区の上位計画との整合性を見ているということで、区長が地域住民のまちづくりへの合意というような機運を無視して中止の決定はないということで、制度の話と区長の考え方の話と両方あるのかなとは思うのですけれども、つまりは区の上位計画は、今回で言えば戸越公園駅北地区は高度利用があるわけですから、もう初めから高度利用以外は認めませんというのが区長の考えなのか。既に反対意見が出ているのに、そうした反対意見を踏まえて、一度決まってしまったら、上位計画が変わらない限り、森澤区長は中止を求める、中止の手続をしていく、そうした区民の声に向き合っていく、そうした考えがないということなのか、最後に改めて伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

まず、マスタープランをはじめとした上位計画についても区が独自に単独で決定したものではなく、地域の方々のご意見や案を聞きながら、また説明会等を踏まえて決定されてきたものであると認識してございます。そういった地域、ひいては区民の総意であるその上位計画に基づいて、まちづくりというのが進められていくものであるというのが前提なのかなと考えてございますし、都市計画法もそういった趣旨で法の組立てがなされているものと理解をしているところでございますので、区もしくは区長の独断で、区長そのものの個人や単独の決定をもって、まちづくりの決定や変更・廃止がなされるものではないと考えてございます。

○中塚委員

今、マスタープランの話がありましたけれども、私もマスタープランの作成に関わりました。審議員でした。超高層の再開発と道路計画はやめるべきだと反対意見を言いましたが、計画に反映されることはありませんでした。今ご説明の中で、説明会も開いて、パブリックコメントもやって、審議会も踏まえて、区民の総意だとおっしゃいますけれども、決してこれは区民の総意ではないと思います。区が進めようとしている都市計画道路とタワーマンションを中心とした再開発の主張を区民がどこまで望んでいるのか。きちんと区民の声を把握すべきだと思うし、現に反対の声が上がっていても、いや、自分たちが決めた上位計画に合っているから進めるのだと、こういう姿勢を私は改めるべきだと思います。

最後に要望ですけれども、私は反対ですと、中止を求めますということ、ぜひ準備組合と森澤区長にも伝えていただきたい。また、いつも伝えてくれるとおっしゃってはくれるのですけれども、伝えた上で相手がどのようなことをおっしゃっているのか、それも私はぜひ聞きたいと思うのです。ああ、中塚君の言うとおりにだよと思うのか、いやいやそれは違うというのか。それはそれで相手のご主張・ご意見を私は聞きたいと思いますので、準備組合や区長に伝えていただきたいのと、ぜひ私の意見に対する回答といたしますか、反応といたしますか、私に説明や区議会への報告も求めたいと思います。最後に要望して終わりたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 区営自転車等駐車場短時間無料設定の実施について

○塚本委員長

次に、(3)区営自転車等駐車場短時間無料設定の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山下交通安全担当課長

私からは、区営自転車等駐車場短時間無料設定の実施についてご報告させていただきます。A4縦1枚片面の資料をご覧ください。

項目1の目的でございますが、自転車を放置している人の多くが買物客等の短時間利用者であり、また自転車利用者が安全に駐輪できる環境の整備が求められている中、昨年7月から大井町駅をはじめとする5駅8施設におきまして、当日利用の短時間無料設定の試行実施を行ってまいりました。その結果、駐輪施設の利用率の増加および放置自転車の減少傾向等が見られたことから、このたび他の駐輪場にも短時間無料設定を拡大することで、さらなる自転車利用者の駐輪場への駐輪を促し、路上の放置自転車の抑制と自転車利用者の利便性の向上を図るものでございます。

項目2の開始日でございますが、本年4月1日からいたします。

項目3の対象施設につきましては、現在試行実施中の5駅8施設を含む全ての当日利用施設17駅21施設で実施いたします。

項目4、対象車両といたしましては当日利用の自転車で、設定時間につきましては項目5に記載のとおり、試行と同様最初の2時間まで無料といたします。

周知方法といたしましては、項目6に記載しておりますが、ポスター等実施駐輪場内に掲示するほか、広報紙、区のホームページ、SNS等に掲載。また、駅周辺の放置自転車に対する警告札を貼付する際に、併せて駐輪場の案内が掲載されているチラシを張りつけまして、利用の促進を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○中塚委員

当日利用の2時間無料ということで大歓迎したいと思います。ぜひ進めてほしいという声が強かったので、歓迎したいと思います。

その上でちょっと伺いたいのですけれども、そうは言っても説明を聞きたいのは、指定管理者は今回の区の方針に何とおっしゃっているのか伺いたいのです。説明に、駐輪施設の利用率の増加および放置自転車の減少が得られたということで、放置自転車の減少が得られたことはそれはそうだろうと思うのですけれども、この駐輪施設の利用率の増加というのは2時間無料だから件数が増えたということなのか、結果、有料のほうにつながって利用料が増えたということなのか。2時間無料だから止めようと思って止めて、そうは言ってもいろいろな用事が長引いて結果3時間になって150円払ったとか、そういうケースで、結果、利用率が増加したということなのか、無料が増えただけということなのか、ちょっとそこが指定管理者との関係も含めて、大歓迎なのですけれども、やはりそこは少し説明していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山下交通安全担当課長

指定管理者の件につきましては、これまでも話し合い等を含めてお互い納得した上で実施しておりますので、特に向こうから利用率が増えたからといってその業務が増えていて困っているといった声はございません。お互いに納得した上で実施しているものでございます。

また、利用料金に関係でございますけれども、実際今回、昨年7月1日から1月31日までの検証をした結果、有料の台数につきましては減少しております、逆に無料分、2時間以内に自転車を出す方が増加している傾向でございます。ただ、品川区におきましては指定管理料制度を取っております、駐輪場の指定管理者のほうで無料分が増えたからといって収入が減るとか、向こうの営業に影響があるということはございません。あくまでも利用料金につきましては区の歳入として計上しておりますので、そういったところでの問題はないと認識しているところでございます。

○のだて委員

今回の短時間無料は、私たちも求めてきたのでよかったと思います。実施したことによって、駐輪施設の利用率増加や放置自転車の減少というのがあったということで、どのくらいの変化があったのか。具体的な数字などを踏まえて教えていただきたいと思います。

○山下交通安全担当課長

利用率の数字の関係でございますけれども、先ほども申し上げました7月1日から開始しまして、1月31日までの数字になりますが、令和5年度の同期間と比較しますと、利用率自体は約11%の増加となっております。中でも、先ほども申し上げましたが有料が減って、利用無料の2時間以内が増えているという状況でございますが、有料の減少台数につきましては725台、全体の約7.8%の減少。それとは逆に無料の2時間以内の駐輪につきましては全体の14%を占めておりまして、前年と比べますと7.2%の増加となっているところでございます。

○のだて委員

放置自転車も減少したということがあったらお願いします。

○山下交通安全担当課長

大変失礼いたしました。放置自転車につきましては、この試行実施をしました5駅8施設の周辺におきまして、同じ時期と比べますと24台の減少となっているところでございます。

○のだて委員

効果が出ているということでよかったと思うのですけれども、よかったですら駅ごとに効果があったとか、その特徴などがもしありましたら伺いたいと思います。それを今後に向けても活かしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山下交通安全担当課長

今回5駅でございますが、まずその前に大井町駅と五反田駅と戸越公園駅と戸越銀座駅と、あと西大井駅、この5駅で実施させていただいているのですが、五反田駅と戸越公園駅と戸越銀座駅、この3か所が特に2時間以内の利用が多かったという結果になっております。この結果の原因につきましては、五反田駅につきましても、買物客のほかにも飲食店が結構ありますので、そちらを利用されている方が多く使っているのかなということと、あと戸越公園駅と戸越銀座駅につきましては商店街が隣接している、そういったところの利用率が高くなっているのかなと認識しているところでございます。

○横山委員

こちらの試行の結果、放置自転車の減少効果が得られたということで、大変すばらしい成果が出てい

ると思っております。

1点だけ質問なのですが、こちらの駐車場の案内の例が示されているのですが、こちら今回多分各駅で5駅ごとに近隣の駐輪場を示していただいているのかなと思うのですが、今後、全17駅で実施するに当たって、各17駅それぞれの駅ごとにこういった案内をつけてという形になるということでしょうか。戸越とかそのエリアごとで集約されたりとかということはあるのかなと思ったのですが、教えてください。

○山下交通安全担当課長

案内につきましては、各駅にチラシは準備しております。その周辺で駅が重なるような場所につきましては駅が2つ入っている可能性はあるのですが、基本的にはそれぞれの駅の案内を準備させていただいているところでございます。

○澤田委員

駐車場の短時間無料設定の拡大は、利用者の一人としても大変うれしく思います。皆さんも喜んでいらっしゃるのではないのでしょうか。

駐車場には高ラックと低ラックがある場合がありますけれども、電動自転車でチャイルドシートがついていた場合などは大変自転車自体の重さが重くなりますし、上の高ラックのほうに止めるというのは、例えば女性だったら結構厳しいかと思う中で、今回拡大される21施設の中には低ラック・高ラックで構成されている駐輪場はあるのでしょうか。

また、その高低によって、民間の駐輪場では無料時間を超えた場合に、例えば低ラックでは2時間ごとに110円、高ラックでは5時間ごとに110円というように利用料金が違ったりするのですが、区営自転車駐輪場についてはどのようになっているか、お分かりでしたら教えてください。

○山下交通安全担当課長

質問の内容につきまして高低があるかというところではございますが、段違いで低かったり高かったりというところはございます。委員のおっしゃるとおり、チャイルドシートですとか、また前輪のかごが大きいもの、こういったものを止めづらいという意見もいただいております、区といたしましては、今そのラックの幅を広げる等して止めやすいように、利便性の向上に向けて努めているところでございますが、まだまだなかなかこういった段違いの駐輪場もございます。

その利用料金の関係でございますけれども、区といたしましては現状、その段差によって料金を変えているところはございません。24時間以内であれば150円という均一の料金制にしておりまして、民営ですと恐らく6時間まで幾ら、その後幾らという形で加算制になっているところもございますので、現状は区といたしましては、24時間まではその無料の利用時間2時間を含めて24時間150円とさせていただいておりますので、現状そのような時間差をつけるということは考えておりませんが、貴重なご意見をいただきましたので、今後いろいろなご意見、また利用者からのアンケート調査等によって様々なご意見をいただくことはあると思っておりますので、今後の研究材料とさせていただければと思います。

○澤田委員

24時間で150円ということで理解いたしました。できれば高低がないほうが、止めやすく広いほうが良いと思うのですが、もし場所的に狭くて厳しい場所であっても、そのような少しの工夫とだけいただければと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○つる委員

まず無料で5駅8施設でやっていた実績として、当然放置自転車の抑制とか自転車利用の利便性の向

上が図られたから拡大すると。その他の削減効果、放置自転車がなくなっているということで、いろいろな部分の見えない部分の安全性だとか交通環境の整備だとか、そういうのがあったと思いますし、あとは撤去をされるいろいろな作業の人件費等々あると思うのですが、その辺りの削減効果というのはどの程度あったのかというのは検証されているのでしょうか。

○山下交通安全担当課長

撤去等、その駐輪施設以外の面についての検証結果でございますけれども、撤去につきましては、やはり放置自転車が減っている反面、やはり撤去の件数自体も減少している傾向でございます。今回この短時間無料設定をすることで、放置自転車自体は減少してくるということは今回の検証でも見えてきているところでございますので、来年度開始した時点でまた減少傾向にあると思います。そういったところで撤去活動につきましては、やはり人件費の高騰ですとか、そういった歳出の部分が大きくなってきているところもございますので、いろいろ見直した上で、見直しを行ってきているところでございます。

○つる委員

よかったですねという話なのですが、あとは聞き方によって予算に少し関連してきてしまうのかなと思うのですが、だから今までは放置自転車があれば環境にもよろしくないし、災害時だとか緊急車両等々があるときの障害、邪魔になる要因にもなっていたわけなので、なおかつ今あったような人件費が高騰して、作業経費を考えたならば、ここで2時間無料にして区の使用料の歳入が減になったとしても、その分先ほどの数字があるわけで効果が上がるわけだから、これは非常にいい取組という太鼓判みたいところがあるのだと思うのです。

あと、ここは予算のところでは審議しなくてはいけないのかなと思うのですが、ただ4月1日からということで単年なので改めて可能な範疇の仕切りだと思うのですが、その上で、これはあえて聞きませんが、予算書上では令和5年度は、閉じていたところとか拡充とかの関係でなければ、台数が少し増えていますね。令和6年度、今年度は105万台で1億5,750万円の使用料収入。来年度が108万5,000台で使用料収入が1億6,275万円ということで、先ほどの無料のほうのパーセンテージが上がって有料のほうが減っているというところで行くと、その辺の当日利用でも収入が上がっているの、その辺がどうなのかなというのは予算特別委員会の審議なのかなと思います。ただその上で、今年度中のところの削減効果については今ご答弁いただいたので、それを踏まえて予算特別委員会で聞けたらと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時11分休憩

○午後1時10分再開

○塚本委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(4) しながわ水族館リニューアルに向けた今後の進め方について

○塚本委員長

次に、(4)しながわ水族館リニューアルに向けた今後の進め方についてを議題に協議します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、しながわ水族館リニューアルに向けた今後の進め方についてご報告いたします。お手元のA4サイズの資料をご確認ください。

1、要旨でございますが、昨年度の建設委員会において、令和9年度のしながわ水族館リニューアルオープンに向けたスケジュールと指定管理者制度による運営計画をご報告し、それに基づき、令和5年度から6年度にかけて基本設計を進めてきたところでございます。

しかしながら、設計過程において、近年の物価高騰に伴う工事費の大幅な上昇が明らかになりました。この状況を踏まえ、令和7年度においてはより効果的かつ効率的な整備・運営手法の再検討を実施することといたしました。また、見直しに当たりましては、しながわ水族館の魅力向上に向けてさらなる民間活力の導入を検討してまいります。これに伴い、リニューアルオープン時期などのスケジュールについても見直しを実施いたします。

2、これまでの経過でございます。令和4年度にイルカショーの終了など、今後のリニューアルの方向性を取りまとめた「しながわ水族館のリニューアルの方向性について」を公表し、翌令和5年度に1の要旨で申し上げましたとおり、スケジュールなどを建設委員会で報告、基本設計に着手し、今年度にかけて実施してまいりました。

3、今後の進め方でございますが、令和7年度におきましては、効果的かつ効率的な整備・運営手法の再検討を実施し、リニューアルに向けた進め方の見直しを図ってまいります。併せて、しながわ水族館の魅力向上に向けて、民間のノウハウを活用した展示や演出など、さらなる民間活力の導入を検討してまいります。また、品川区民公園を活用することで、公園と水族館の相乗効果を促し、公園全体のさらなる魅力向上を目指してまいります。既存の水族館につきましては当面の間営業を継続するものとし、運営上必要な維持管理を行うとともに、引き続き、しながわ水族館の魅力を発信する企画や展示を実施してまいります。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○のだて委員

今回基本設計を進めてきた中で、工事費が大幅に上昇するということでしたけれども、これがどのくらい上がる想定になったのか、そこを伺いたいのと、あと、今後の進め方のところで、民間のノウハウを生かした展示や演出と書いてありますけれども、これはどういったことなのか。さらなる民間活力の導入を検討していくということですが、この中身はどういうことを今検討・想定されるのか、伺いたいと思います。

○大友公園課長

幾ら上昇したかというところにつきましてなのですが、まず建設工事の現状といたしまして、現在建設資材の高騰、また労務費の上昇、設備工事の上昇などにより、建築計画の見直し、また設備機器の納期の影響などで工期の見直しがある程度発生しているところでございます。今回水族館のリニューアルにおいても、設計過程において工事費の大幅な上昇や工期の延伸が明らかとなったところでございます。

具体的にお示しできる金額というところはございませんけれども、建設器資材の高騰は3年間で約3割増となっております。また特注品の設備については、一般的な建設資材の上昇率を大きく超えるものがある現状でございます。水族館のリニューアルにおいては、一般的な建築よりも生物飼育のための設備機器が数多く必要となることから、特注品の設備の割合が大きくなり、物価高騰の影響をより一層受けているところでございます。

また、民間活力の導入をというところなのですが、民間のノウハウを生かした展示や演出などを取り入れることで、しながわ水族館のより一層の魅力向上ができないか検討するもので、併せて民間活力を導入することで、より効果的・効率的な整備・運営ができないかについても幅広く検討するというところで考えているものでございます。

○のだて委員

検討してきた3年間ということですか。そこで一般的には3割上がっていると。特注品はさらにアップしているということで、いろいろ大変な状況になっていると思います。その中で、民間の活力のところではこの記載のとおり説明があったのですが、今何か想定しているノウハウを活かした展示とか演出というのが、この民間活力をさらに導入していくということですが、何かイメージしているものが少しあるのであれば、ご説明いただければと思います。

○大友公園課長

展示のところに絞りますと、民間の活力はどのようなものが想定されるのかというところなのですが、民間の活力というところでは、我々が想定し得ないところの新たな斬新なアイデアが出てくるかということもあるのですが、より一層のデジタルの推進であったり、水槽の展示方法、全く想像し得ない新たな提案とか、そういうものがあるのかなというところを考えているところでございます。しかし一方、品川区の以前定めております「しながわ水族館リニューアルの方向性について」ということで、一定方向性をもう明記しているところでございますので、その実現手法として、民間の知恵等々のノウハウを活かしながら展示、より魅力のある水族館の魅力向上ができないかというところで検討しているところでございます。

○中塚委員

さらなる民間活力の導入について、それは何かという質疑がありましたけれども、ちょっとまだよく分からないので、その効果的・効率的な設備・運営手法の再検討を実施するという説明ですので、設備に関しては、今例えばという話でデジタルの話がありましたけれども、運営手法については、現状に対して何がさらなる民間活力の導入なのか。指定管理者よりもさらなるものというのはどういうことなのか、ご説明いただきたいと思います。

それと、整備・運営手法の再検討の実施に当たって、この再検討というのは庁内の部課長だけでやるのか、何か審議会とか何かを設定してやるのか、その再検討の手法というのか形というのもご説明いただけたらと思います。

○大友公園課長

民間活力の手法等々についてなのですが、先ほどちょっと展示手法について絞ってお話をさせていただいたところなのですが、運営手法等々でいきますと、指定管理というので一定の民間の活力を活用していくところを昨年度の委員会でお示しさせていただいたところでございます。そこにさらにという手法といたしましては、DBO方式であったりPFI方式ですね。整備から一括して運営まで実施するとか、そういうようなものを幅広く検討していくということで考えてございます。

また、再検討の手法なのですが、再検討の手法につきましては委託等々を出させていただきまして、委託の中で国が示すガイドライン等々に基づいて検討を進めてまいりたいと考えてございます。その国のガイドラインに基づいた結果については、区内部のほうでまず確認をさせていただいて、お諮りさせていただくということで考えてございます。

○中塚委員

運営手法の何がさらなるかということで、PFIの話为例に出されました。どういう中身なのかまだ分からないところはあるのですが、ちょっと心配しているのは、しながわ水族館は区民に親しまれておりますので、売却してしまうとか、あとまた貸しを認めてしまうとか、そういう方向はやめていただきたいと思うのですが、これから検討するという相手に対して何と質問していいのかとは思いますが、売却やまた貸しはやめてほしいと思いますけれども、その点はいかがかと伺いたいと思います。

あと、再検討の手法ですが、委託だということと国のガイドラインに基づいてということですが、その委託するに当たって仕様書を作成するかどうかと思うのですが、その仕様書にどのような条件といいますか枠組みといいますか、柱と言えいいのでしょうか、仕様書につける、要するに仕様書に区から委託業者に注文をつけるというのか依頼をする内容、そこがどのような文言になるのか、現状を教えてください。

国のガイドラインに基づいてということがちょっとよく分からなかったので、国のガイドラインというのが何なのか、水族館のガイドラインなのか何なのか、これは単純によく分からなかったので、もう少し説明いただきたいと思います。

○大友公園課長

まず、水族館の売却とかにつながることはないという点なのですが、こちらにつきまして、区立の水族館における整備・運営手法として、あくまでも水族館としての公的使命を果たしつつ、民間のノウハウを活用できる手法という形で検討したいと考えてございます。こちらのほうは新たな事例として、民間活用の事例が幅広く出てきているところがありますので、改めて検討するところになってございます。

また、仕様書等々でどのような形で縛っていくのかということについてなのですが、しながわ水族館リニューアルにおきましては、品川区立の水族館としての役割を果たすための必要な機能を検討いたしまして、区として目指すべき水族館の姿をより明確にした上で、さらなる民間活力導入の仕様書を作ってまいりたいと考えているところでございます。

3点目、ガイドラインというところなのですが、こちらはより効果的・効率的な運営手法を検討するところにつきましては、例えばPFIの手法等々を選択するに当たっての国のガイドライン等々が出ておまして、そちらで数値算定が本当に効果的なのかということを示せるような形がありますので、そういうような手法等々のガイドラインに沿って検討していくということになってございます。

○中塚委員

今後のしながわ水族館ですが、やはり品川区としては水族館としての公的使命を果たしていきたいとご説明がありました。質問は、区が思う水族館の公的使命とは何かということ伺いたいと思います。水族館が今後どうあるべきなのかということ私なりに考えてなかなか答えはないのですが、ただ現状、利用者の方の満足度といいますか楽しんでいる姿を見ますと、やはり魚を通じて命の大

切さ、環境への関心やその対策について、様々な学ぶ場でもあるし、環境の啓発の場でもあるし、もっと言ったら地球全体の環境対策も含めて水族館が果たすべき社会的役割というものは、今後もしっかり残っていくものだろうと思っております。

その上で自治体が果たすべき役割というのが、まだ私もそこまで深い理解ではないですけども、なかなか丸々民間でやるというのも、利用料の中で設備や維持やそういうものを丸々民間でやってしまうと利用料が跳ね上がったり、また働いている方の待遇が整っていなかったり、そういうこともありますし、やはり自治体が果たすべき水族館の役割というものもしっかりと明らかにしていく必要があるし、自治体が果たす水族館の役割も私はあるのではないかと思っております。そういう意味で、水族館の公的使命をどう考えているのか伺いたいと思います。

最後にもう一点、今回一応物価高騰に伴う工事費の大幅な上昇ということがきっかけにはなっておりますけれども、水族館だけに限った話ではない影響だと思うので、質問は、この物価高騰に伴う工事費の大幅な上昇によって、今日出席の5人の部長の範囲で結構なのですけれども、品川区がスケジュールを変更したり、今回で言えば手法を再検討したり、物価高騰に伴う工事費の大幅な上昇で、何か従来の計画から変更を検討しているというものがほかにあるのか。私はその中に新庁舎が含まれるべきだとは思っておりますけれども、現状において工事費用のインフレスライドとかそれはちょっとまた違うのですね。今回はやはり手法も変えるということですので、何かもし現状であるのであれば、ご説明いただきたいと思っております。

○大友公園課長

まず公的な使命というところなのでございますけれども、しながわ水族館は社会教育施設として、子供から大人まで学び、感じる事ができる場であり、また品川区の魅力を生かした都市型観光を担う重要なシンボルだと考えております。社会的教育施設の具体的な役割についてなのでございますけれども、そちらにつきましては社会教育施設、こちら水族館は博物館の一種であり、社会教育施設として生涯学習機能というようなところ、またSDGsへの関与等々が期待される所でございます。また、こちら水族館につきましては、生物展示施設としての社会的な役割があると感じている所でございます。

2点目の物価高騰に伴うというところなのでございますけれども、水族館のほうは物価高騰を機に検討する所なのでございますけれども、他施設と違いまして、水族館につきましては運営ということで歳入等もかなりあるかと、入場料もある施設でございます。そういうところでいきますと、整備の手法であったりその後の運営手法で、ほかの公共施設と違い、再検討により大きくまた方向性等々も検討できると考えられて、再検討でもしかしてより効果的・効率的な検討を見込める可能性があるというところで、水族館が一度立ち止まる形で検討するものでございます。

○中塚委員

しながわ水族館が一度立ち止まるということは冒頭の説明からあったのですけれども、5人の部長級職員がいる建設委員会の中で幅広く様々事業をしているわけで、物価高騰に伴う工事費の大幅な上昇に伴って、何か事業の手法や、あとスケジュールや内容に変更が必要だと思うものが現在あるのか、ないのか、改めて伺いたいと思います。

私はもうとうとうと述べませんけれども、さっきも述べた新庁舎、これは少なくとも物価高騰が続く中で一旦立ち止まるべきだということは述べたとおりです。また再開発についても、これだけ資材が高いときに進めるものなのかという思いも私もありますけれども、現状この場で発表できるものだけでも、なければならないのです。でも、こういう理由で内部スケジュールが変わるとしながわ水族館が言っ

ているだけに、もしあればということでご答弁いただきたいと思います。

○塚本委員長

今日はしながわ水族館の報告事項ということでの聴取なので、そういう意味ではちょっと範囲を超えた質問になってしまっていますので、答えていただけるのであれば、答えられる範囲でお願いします。

○溝口防災まちづくり部長

私どもの部では、道路・公園等公共施設、そういったものも改修しながらやってくる。そういった中で、やはり物価高騰というのは一つ大きなトピックだと思っております。そういった中、契約をされる業者にあまり迷惑をかけないというのも一つ大事なところだと思います。そういった中で単価改定をまめにやるとか、物価上昇に合わせた形での契約・発注、そういったものも心がけながら今までやってくる場所ですし、今後もそういうのをしっかり取り組んでいかななくてはいけないところだと思います。

今回、水族館という形で出させていただいたものについては、水族館については初期イニシャルから運営まで含めてしっかり運営をした形で、要は民間と同じような感覚を持って運営していくことが、将来この先30年、また50年、水族館を品川区として運営していく大事な視点なのだと思います。そういった中、初期の建設工事費が上がるということに対してはもう一回立ち止まってしっかり考えて、その先の運営を含めて、また水族館については定期的にリニューアル等も行いながら、入館者数を安定して増やしていかなければいけない、安定させなくてはいけない、そういったところの使命もありますので、そういったことも含めてトータルのにもう一回ここで考えて、それから次に移ったほうが良いという判断もありまして、今回こういう形で遅らせていただいたものでございます。

ほかのものについては、やはり物価高騰といえどもやはりしっかり区民が日常的に使う施設でもあります。インフラでもありますので、そういったものについてはしっかり予算を確保しながらやっていく必要があるというので、特段遅らせるという考えは持ってはおりませんが、とはいえ請負業者の方たちとか下請け、孫請け、いろいろ建設業界の中でも課題になっているところがありますので、そういったものにも向き合いながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○つる委員

今回、様々な理由でスケジュールが変わるというところで、より熟考して区民の皆さんに、あとは来館される方にとってよりよいものにしていくという、また新たなテーブルとしてやっていただくというのがまず1つあると思うのですが、またこれは予算の関係になってきてしまうかもしれないのですが、今後の進め方で(4)で必要な維持管理となってくるわけですね。

本来であればどのぐらいがその後ろに移行というのは、まだ全然これからもどうなるのか分からないので、本来であればその解体等々をする中で、当初計画予定していた予算の関係とかで、ただずれることで維持管理のコストが、そちらはそちらで上がると思うのです。この辺りは、過年度を見ると、これはちょっと予算でやるのかもしれませんが、次年度などは今年度に比べると5倍弱とか、1昨年と比べると3.37倍とか設備維持管理にかかるわけですね。そうすると、本来それでやっていけば、そこで言うコストがかからずにできたのだけれども、逆にそこが出張るところで、その上で、それでも近い将来はリニューアルするのだからというそのコストのかけ方ですね。

一番大切なのは、子供たちにいろいろな社会学習の観点も含めて魅力を感じていただくことを提供してくれている魚類とか、そこにいる生き物たちのやはり環境をしっかりと守っていくということは一つそれはあるというところだと思います。それがイコール設備の維持管理。この辺りはどの程度を見

立てて見込んでいるのか、教えていただけますでしょうか。

○大友公園課長

これまでのところなのですけれども、リニューアルを見据えて本当に最低限の維持・修繕という形にとどめてきたところでございます。しかしながら、近い将来という形ではあるのですけれども、一定リニューアルの期間が少し後ろ倒しになるというところにおきましては、飼育または展示の環境として必要な最低限についても、一定延ばすに当たって展示に難があるとか、飼育に難があるというところにおいてのみ改修をして継続をしていくという考えで、ちょっと予算になるのですけれども、予算要望して予算を確保しているというところになってございます。

○つる委員

その辺りはまた来月時間があればというところではあるのですが、その上で、この要旨の中段には物価高騰という大きな理由がある中で、時間が少しできたから、3のところの今後の進め方で盛んに出てくる、要旨でも出てくるのですけれども、さらなる民間活力とか民間のノウハウだとか、要は区の所管としての思いというか、やはりそれはそれで区側としては行政としての立ち位置の部分も矜持を持って取り組んでこられた方もいらっしゃるでしょう。それで、その運営事業者にしっかりといろいろ伝えていただいている区民の声とかこうした議会の声もあるわけですが、あまり公で持っている水族館という施設、社会教育施設関連の軸があれしてしまうと、区でやっているというところのこの辺のアクセラレーションとかブレーキ加減とか、ここが非常に調整位置というのでしょうか、だったらもう丸々民間ということとか、いやさにあらず行政で持っているというところ。

これは私の個人的思いは、歴史を振り返ると様々自分なりに調べて設立の経緯というのは確認させていただいているので、がんとしているものもあるわけですが、その辺りは民間、民間、ノウハウ、ノウハウ、それはよく行政の人たちから出る言葉なのです。いや、自分たちには考えるアイデアがないですから、硬いですからどうしてもこうですと。いや、そうではないと思うのです。

施設利用者の視点も出たり、一区民としてとか区外から通われている職員の方でも、品川区のような施設はうちの住んでいるところにはないよね、でもいいよねといういろいろなそういう視点もあると思うのです。そこは遠慮なくというところで、実際のテーブルではそういうふうなことがあるのだと思うのですけれども、思考停止みたいな形ではなくて、これまでもそうだとは思っているのですけれども、そのようないことはないとは思っただけけれども、この辺はせつかなので、やはりまさに行政としてのノウハウと活力、これはどのように改めてテーブルができたことによって反映していくのか教えてください。

○大友公園課長

品川区の施設として考えを取りまとめました「しながわ水族館リニューアルの方向性について」というものはそのままに、そちらを実現する手法、さらにそれをよりよい形で実現する手法を再検討とさせていただくというところになってございます。この経費削減のための見直しをチャンスとして、好機として捉えまして、しながわ水族館の魅力向上に向けて、さらなる民間活力の導入とかも含めて幅広に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○つる委員

最後、この間、ちょうど昨年12月に建設委員会で、委員の皆様とお時間いただいて、まさにしながわ水族館の施設をお借りして議会報告会を行ったときに、そこでも様々なご意見もあったわけです。当然今ご答弁いただいたように、品川区としての方向性なども共有しながらというところなのですけれども、そういう意味で一番やはり区で持っている施設としての良きものというのがあるわけです。いい意

味での差別化で、それによってやはり魅力を引き出すような観点。あとはやはりこれまた品川区の、区内に限らずかもしれませんけれども、子供たちの本当に教育としての施設という立ち位置、これをどういうふうにより一層濃くしていけるのかなということも重要かと思いますので、引き続きその視点も含めてよりよいものになるようお願いしたいと思います。別段、予算でまた伺っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○横山委員

つる委員のところと少しかぶってきましてしまうところもあるのですが、民間の活力導入というところで、行政視察を行ったアクア・トトぎふ等でも民間の方々のお話等をお聞きして、例えば人材交流がほかの館の方ともできるという辺りですとか、あとはいろいろな生き物たちの展示の工夫であったりその位置づけであったりとか、またその入館料であったりとか、民間の方々の発想というか民間視点での様々な工夫というのが、民間の活力をしっかりと利用することによって高めていける可能性というのをいろいろお聞きしてきましたので、そういったところをいま一度、先ほどご答弁にもありましたけれども、ピンチはチャンスではありませんけれども、こういった機会をしっかりと捉えて立ち止まる勇氣を持っていただいて、見直しを進めていただくということに対しては大変貴重な機会でありますので、進めていただきたいと思います。

ただちょっと心配な部分がありまして、公共のというか区立の品川区の水族館というところと、あと職員の中での専門的な知識であったりとか、専門性みたいなところがなかなか継承しづらくなってしまいうところを懸念しておりまして、例えば委託であったりとか、または今後PFIも様々ないろいろなPFIの手法等もあるかと思うのですが、そういったところがもし仮に進められていくとした場合に、区の中でこういった形で知見をためていくのか。またその区職員だけではなくて、外部であったりとかいろいろな力をお借りして、区民にとってよりよい公共の水族館として今後こういった形で区の内部でもしっかりと、長期的に30年、50年という話が先ほど部長からもありましたけれども、継続してつないでいくような、そういった水族館にしていくのかということも含めて検討していただきたいと私は思っているのですけれども、その辺り区のお考えをお聞かせください。

また、スケジュール等はこれからということ、一旦来年度検討をしていくという形かと思うのですが、老朽化ということでリニューアルに進んでいくという中で、今後また資材の高騰というのもどうなっていくかというのは先行き不透明なところもあります。見直し検討が長引けば長引くほど、またさらなる高騰というような現実が直面してくる可能性もなかなか否定できないような現状であるかと思っておりますので、見直しからリニューアルオープンというところまで、なるべく迅速に完了していくというのが望ましいかなと考えているのですけれども、そのスケジュール感、具体的などころではなくて、こういった感覚で捉えていらっしゃるのか、その辺りもお聞かせください。

○大友公園課長

まず1点目、区側の専門性・継続性の点についてなのですが、リニューアルにおけるまず区側の専門性というところについてなのですが、こちらは水生生物の飼育や飼育設備などの専門的な知見については、水族館の運営経験を有するところからの助言をいただきたいということで、来年度、そのような助言等をもらう形での進めをしているところでございます。また、運営時の区側の専門性の確保というところにつきましては、その検討状況でどのような運営という形が一番効率的・効果的になるかというところがありますので、それを踏まえまして、運営手法の検討の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

継続のところでございますと、水族館のリニューアルにおいては、区立の水族館としての役割を果たすために必要な機能を検討しまして、区として目指すべき水族館をより明確にし、さらなる民間活力導入を目指して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、スケジュール感というところで、今後もまだ物価上昇が続くのかどうなのかというところもあるのですが、物価高騰を予測するのはまだ難しいところではございますけれども、今後も物価の高騰が続くことも想定されます。より効果的・効率的な整備運営手法を検討することで、事業費の削減につながるかと考えております。こちらの検討で、どのような形でより効果的・効率的な運営ができるかというのが分かったところにおきましては、それを実現するとより効果的・効率的に実現するためにどのようなスケジュール感がいいのかというのも併せて検討しまして、速やかなリニューアルオープンに向けて目指してまいりたいと考えてございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）について

○塚本委員長

次に、(5)第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○北原河川下水道課長

私からは、新たに契約を締結する第二戸越幹線整備工事（取水および空気抜き設備等整備）に関してご説明いたします。A 4 両面の資料をご覧ください。

なお、本件につきましては、昨日開催されました総務委員会におきまして審議いただき、可決いただいたものに関連して、工事の内容などをご報告するものでございます。

本事業は、戸越、西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、第二戸越幹線を整備するものでございまして、平成29年度より工事を進めておりまして、今回新たな工事契約を行います。

初めに工事の概要について、資料中段の全体平面図をご覧ください。第二戸越幹線整備工事につきましては、西品川公園を境に上流部と下流部に区間を分けて施工を行っておりまして、それぞれのトンネル工事が完了しております。また、上流部区間において、既設の下水道管と第二戸越幹線を接続するための計4か所の取水施設を整備するうち、取水工ナンバー3、ナンバー4の2か所の工事が完了しております。本工事は平面図に赤く示した取水工ナンバー1、ナンバー2の2か所の取水設備と空気抜き設備を整備するものでございます。

続いて、裏面下段の取水および空気抜き設備の断面図をご覧ください。まず、図の左側をご覧ください。こちらは戸越銀座通りにおいて、既設の下水道から第二戸越幹線へ接続する取水管および特殊人孔を築造いたします。この施工については、主に西品川公園の作業用地から資材を搬入しまして、地下から地上方向へ特殊シールド工法によりトンネルを築造していく方法で施工いたします。こちらについて、主に坑内での作業になりますが、一部地上部での作業が発生いたします。

また、豪雨時におけるマンホール蓋の飛散等を防止するために、第二戸越幹線内の空気を排出する空気抜き設備を整備します。この施工についてはひらさん広場を作業用地として使用いたしまして、区道下への空気抜き管の施工につきましては、推進工法によりトンネルを築造する方法で行います。

次に、右側をご覧ください。こちらにつきましては、戸越銀座通り脇の区道におきまして、既設下水道から第二戸越幹線へ接続する取水管および特殊人孔を築造いたします。こちらの作業は、地上部から下方向にトンネルを築造する方法で行います。

表面にお戻りください。下段の工程表についてです。赤線で囲った工事が今回契約する工事でございます、工期が令和7年3月27日から令和10年の3月10日までを予定しております。

最後に、第二戸越幹線整備事業全体の完了時期についてです。本事業につきましては、令和8年度までを目標に取り組んでまいりましたが、本工事に引き続き西品川公園内で特殊人孔の整備や第二戸越幹線の二次覆工工事、西品川公園の復旧工事などを予定しております、既に完了しているシールド工事で発生した遅れ等の影響も踏まえ精査したところ、令和12年度頃の完了となる見込みでございます。引き続き早期の浸水対策の実現に向けて、本事業を進めてまいります。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

○のだて委員

最初資料を見たときには、これは新たにこの取水口の工事が必要になったのかと思ったのですが、もともと計画されていたものかということなのかということも含めて、この工事をやることによって、工期が伸びるということなのか、その辺りを伺いたいと思います。

○北原河川下水道課長

こちらは第二戸越幹線の効果を発揮するために4か所の取水が必要ということで、もともと計画されていたものになります。この工事をやることによって工期が伸びたのかというご質問についてですが、先ほど申しあげましたように、前の工事のシールド工事の遅れの影響もございましたが、今回この工事をを行うに当たって、西品川公園を活用して内部から施工する方法であったり施工方法の見直しを行っております、それによる影響でも工期が伸びている状況でございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。よろしいですかね。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 目黒川航行マナー啓発活動の実施について

○塚本委員長

次に、(6)目黒川航行マナー啓発活動の実施についてを議題に協議します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○北原河川下水道課長

それでは、引き続きまして私から、目黒川航行マナー啓発活動についてご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

この活動につきましては、桜の時期の目黒川において、多くの人が目黒川を安全かつ快適に利用できるように、目黒川を航行する船舶などに対して、他の船や周辺環境に配慮したマナー航行を呼びかけるものでございます。今年度で9回目の開催となります。

実施日は令和7年3月29日土曜日、30日日曜日の2日間になります。

事業主体は目黒川航行マナー向上委員会となりまして、委員会の構成は舟運事業者、区内水辺関係団

体、水上オートバイの団体等で構成され、区が事務局となっております。また、警視庁や海上保安庁にもご協力をいただいております。

続いて、実施内容についてです。啓発活動実施期間中は、区内の目黒川全域を河川占用いたしまして、航行の制限をかけます。また、期間中に目黒川を航行する際は、事前に事務局である区に申請し、添付している別紙1の目黒川航行マナーガイドマップを確認の上、資料左下のイラストで示した専用旗やステッカーを掲示して航行していただきます。

別紙1をご覧ください。目黒川航行ガイドマップについてですが、守っていただきたい3つの基本的なマナーや護岸・河床の危険箇所などを掲載してございます。

最初の資料にお戻りいただき、3つ目の実施内容をご覧ください。目黒川にかかる橋や護岸に、資料下中央の写真のように、航行マナーを啓発する横断幕を設置いたします。実施内容の最後についてですが、期間中は河口部において、資料右下の写真のような警戒船などにより啓発活動を行い、事前に申請のない船舶についてはその場で活動内容等を説明し、航行マナーを遵守していただける船については航行を可能とします。

最後に周知方法についてですが、2月3日より区のホームページで周知を行っております。また、航行マナー向上委員会のメンバーを通じて、舟運事業者などに添付した別紙2のチラシを配布しております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

○中塚委員

9回目ということで、私も不勉強でした。こういう啓発活動をされているのだなということを知りました。

伺いたいのは、これの予算は幾らなのか。別の言い方すると、区の負担分は幾らなのか。単費だったり補助金だったり、どういう事業規模というのか、予算の中身を伺いたいと思います。

○北原河川下水道課長

こちらの予算につきましては600万円程度となっております、全額区の負担で実施しているような状況でございます。ただ当日の警備につきましては、その警備をする団体のほうで一部費用を負担しているような状況になります。その600万円について、全額区の負担で行っております。

○中塚委員

600万円ということで全額区の負担ということですが、区の単費、一般財源ということなのか、どこかからの補助金を持ってきて区が支払っているのか。でも全額区の負担ということは補助金がないということなのですか。ごめんなさい、もう一度ご説明ください。

○北原河川下水道課長

補助金の支給は行っておりません。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 所管質問について

○塚本委員長

最後に、予定表2のその他を議題に供します。まず(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、のだて委員より、今定例会の代表質問に関わる所管質問の申出がございました。質問項目は、まつざわ議員の代表質問の令和7年度予算における物価高騰への対応に関する項目から、埼玉県八潮市道路陥没事故を受け、区が実施した調査等についてでございます。

これより所管質問を行います。申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

それではのだて委員、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めまして質問をお願いいたします。

○のだて委員

まつざわ議員の質問に関わって、区内の状況についての質問がありましたけれども、区のほうでは問題ないと答弁がありました。どのような調査を行ったのか。そして下水道の調査などはしたのかということについて伺います。

○森道路課長

私からは、まつざわ議員の埼玉県八潮市の道路陥没事故に対する区および東京都下水道局の対応について説明をいたします。A4判1枚の資料を机上配付させていただいておりますけれども、ご覧ください。

令和7年1月28日火曜日の午前10時頃、埼玉県八潮市の県道で道路陥没が発生し、通行中のトラックが落下いたしました。地下に直径4.75mの埼玉県管理の下水道管が埋設されており、これが腐食破損し陥没を起こしたと推定されております。

まず1の区の対応ですが、資料上段にありますように、毎月全区道328Kmを対象として、AI技術を活用した路面点検を行っております。また、毎年20Kmで、災害時の緊急輸送道路などに指定されている区道約100Km、つまり5年で一巡するということですが、これを対象として空洞調査を行っております。平成25年度から実施しており、現在3巡目となります。直近の結果について、直径2m以上の下水道管路ルートで陥没につながる異常はないことを確認しております。また、今回の陥没は下水道管の腐食が原因と言われておりますが、水道やガスなどの事業者が道路下の埋設物について安全性確保の点検を行うよう指示したところでございます。

また、2、東京都下水道局の対応ですが、2月3日に発表がありまして、管路内部の点検とその上部の路面の空洞調査を実施するとのこと。対象は内径2m以上で腐食する恐れが大きいもの。管路内部の目視点検と空洞調査を行うとのこと。なお、異常が確認された場合は、国や区といった道路管理者と連携し補修を行うということです。区といたしましては引き続き情報収集するとともに、必要に応じて適正な対応を行ってまいります。

○塚本委員長

答弁が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回この八潮市での道路陥没事故、大変大きな陥没が起きて、まだ解決していないという状況で報道もずっとされておりますので、区内でも同様のことが起きないのかと区民は心配をしております。

ので伺いました。

今ご説明があった中で、東京都のほうで調査もしていくというところでは、都の調査はもう結果が出たのか。もし出ていないとしたら、いつ頃出る見込みなのかというところを伺いたと思います。

区のほうでも直近で調査した結果、確認されて問題はないということですが、今回のその調査というのは、これは空洞調査になるのですか。路面調査も含めて地下何mぐらいまでこの調査ができるものなのか伺います。

今回の八潮市の陥没事故は下水道管の腐食ということが推定されるということなのですが、これについても資料にも記載がありますが、昭和56年に整備をされたということで42年ですか。下水道管の耐用年数としては50年という中で、まだそれ未満という状況なわけですが、区内で道路や下水道とか、この耐用年数を過ぎたものというのが何mぐらいあるのか。それが全体の何割ぐらいになるのか。また、耐用年数間近なもの、もし50年なら40年とか、そういったものがどのくらいあるのかというのを伺いたと思います。

○北原河川下水道課長

まず、下水道局の調査結果につきましてはいつ頃出るのかというご質問につきましては、私が確認を行った時点では現在調査中と聞いてございます。一方でこの下水道局からのプレス発表でありますように、異常が確認された際は道路管理者と連携し補修などを行うなど、速やかに対応という形にはなっておりますので、そういった事態になれば報告が来るものと想定しております。

続きまして、下水道管で耐用年数が超えているものがどのくらいあるのかというところでございますが、まず、品川区内でどの程度というものはデータを持ち合わせておりませんが、公表資料によりますと、23区全体で約23%が50年を経過しておりまして、延長として約3,700kmということになってございます。

○森道路課長

空洞調査のどの程度まで深さを検知できるのかというお話ですが、おおむね1.5mの深さまでが限界でございます。そのくらいにある空洞をそれぞれ調査しているというところなんです。

○のだて委員

道路については1.5mぐらいあれば、大体その道路の構造全体が分かるという感じですか。それはそれで確認されているということで、あとは下水道のところとかですね。区の調査では直径2m以上の下水道管路のルートでは陥没がなかったと。これは路面調査などで分かったということなのですか。その管自体の異常というのはどのように調査されているのかというのを伺いたと思います。

品川区だけの状況は分かりませんが、耐用年数50年を過ぎているのが、下水道では23区の中で23%ということで、区内にも同じくらいあるのかなと思いますけれども、その更新をしていくということが必要だと思いますけれども、今、区の中ではどういう計画になっているのか伺いたと思います。

○北原河川下水道課長

下水道施設の計画的な更新でございますが、品川区内で申し上げますと、品川区内における目黒川の左岸側が、下水道局が計画を立てている第1期の再構築事業をやるエリアということになってございまして、そちらが比較的管が古いということで、計画的に改修・再構築工事を進めているところでございまして、品川区でも一部を受託して促進に努めております。それ以外のエリアについては第2期の再構築エリアということになってございまして、今後計画的に更新をしていくエリアになってございます。

○のだて委員

今、第1期のところをやられているということで、それ以外はまだ計画がないということですか。これは今回こうした陥没事故もありましたし、ぜひ早期にやっていただきたいということで、区も力を尽くしていただきたいと思います。東京都にも求めていると思います。

そうした直近の調査を見ると今のところ問題がないということですが、昨年何かすごい道路陥没があったということでお話を聞いているのですけれども、そうしたことが、もう区内では今のところ起きないという区の認識でいいのでしょうか。もう安全だと言えるのかというところを伺いたいと思います。

○森道路課長

まず調査については、下水道局のほうで管理する下水道管路の内部を目視で点検を行っているというところ。その下水道局のある管路の上部も下水道局独自で路面の空洞調査をしていると、道路に空洞があるかどうかの調査をしていると。区においては、これまで行った空洞調査の結果を再確認したところ、危険な空洞は、下水道管が入っているところではなさそうだとを確認しているところです。

昨年度も区道では3件ほど陥没事故があったというところがございます、1m程度の深さ、深くてもそのぐらいの中であったというところがございますけれども、今回のような深いところに大きな管がある場合に、それをどこまで事前に察知できるかというのはなかなか技術的にも難しいところはあると思っております、全部が全部安全だということはなかなか言いづらいところもございます。ただ、それを予防的にしっかりと先んじて調査をかけて補修をしていくということが大事だと考えておりますので、区としては路面表面の部分ではございますけれども、しっかりと引き続き空洞調査をして、空洞をまず事前に把握して、あれば埋めていくということと、下水道局につきましては管路の内部をしっかりと点検していただくとともに、管路の再構築をしっかりと進めていただいて、陥没の原因にならないようにしていただくという形かなと思っております。

○のだて委員

いろいろ予防も進めていくということでしたので、ぜひ同じことが起きないように、区のほうでも東京都にもぜひ働きかけていただいて、陥没事故が起きないようにしていただきたいと思います。

○中塚委員

本当に痛ましい事故が起きて心配しております。また同時に、区民からも同様なことが品川で、もしくは別の場所で起きやすいかという心配の声も寄せられておりますので、点検を入念に行っていただきたいと望みたいと思います。

伺いたいことは、区に対応でA Iを活用した路面の点検を実施とありますけれども、これはどういうものなのかを少しご説明いただきたいと思います。つまり何か車みたいなものがある、電波みたいなものがある、それを走りながら電波を発して空洞調査を行うというものなのか、何をどのように点検するのか全然イメージが思いつかないので、伺いたいです。

A Iと言えどもいろいろな要素を設定するのは人間で、その要素が重なったときに危険度が上がって、何らかのさらなる調査が必要だと人間が判断する。そういうものかなと思って、いわゆる人工知能というよりも人間が設定する条件なので、先ほどから空洞調査という話はもちろん出ていましたけれども、どういう要素を設定しているのか。分からないですが、水の流れとか空洞とか、もちろん湿度とかもあるのでしょうか。全然分からないので、ご説明いただきたいと思います。

○森道路課長

AIを活用した路面点検というのは、目的としては道路表面のひび割れや、ポットホールと言われる少しへこんだようなえぐれたようなものを、AIを使って画像の診断をして見つけていくというもので、空洞とは直接関わりはないです。空洞があって陥没があるその前兆としてひび割れというものも路面に出てきているのではないかということで、今回の陥没事故を受けて点検結果を再度見直しているというところ です。

やり方としては、ひび割れの調査が主ですので、パトロールカーにスマホを搭載しまして、それで画像を撮影していくのです。2秒に1度撮影していきます。撮影した中で、ひび割れを自動的にAIで見つけていくということになりまして、それが区の庁舎にあるパソコンのほうに転送されて、中にいながらにしてひび割れの状態が自動で発見できるというような仕組みでございます。

○中塚委員

少し点検の仕組みが分かりました。そうすると、先ほど地下1.5mの説明があったけれども、それが表面のひび割れで判断、先ほどの1.5mのものは何なのか伺いたいと思います。私は技術的なことを何か持っているわけではなくて、その表面のひび割れの確認で、地下にある重大なリスクをどこまで把握できるのかという心配があるのです。やはり今回のニュースを見ていますと、表面に表れたときには地下に相当大きな空洞があったと。でも、事前にもう既にひびが割れていて、それが事前に把握できなかったのかという話も伺いましたけれども、もう穴が開いているところに車が落ちてしまうという状況だったので、表面のスマホの画像で確認したそのへこみの変化がどこまで地下空間の空洞の把握に至るのか。区民の不安はリアルなのです。自分が通っているところが大丈夫かというそういうことなので、今回の点検で相当程度把握できているという技術的なものなのか、それともまだ課題があるのか、安心感のために聞きたいというのが質問です。

最後に、区道、都道とあって、国道はどうなのだという話も伺うので、下水道について、陥没事故のリスクについて、国道の点検というのもご説明いただきたいと思います。

○森道路課長

空洞調査と路面点検は目的が少し違いまして、空洞調査については、路面の下にある空洞を1.5mの深さぐらいまでは車を走らせることで探知することができます。なので、空洞があるかどうかを空洞調査で発見すると。空洞があれば、ほとんどが下水道管の割れとかということのせいなのですが、掘って行って下水道局に対応をお願いするという形になります。

路面点検については、路面の舗装がひび割れることで舗装が駄目になってしまう、がたがたしてしまう、通行するのに危ない、車のスピードが出にくいとか、そういったものをできるだけ早く予防的に補修するために、表面のひび割れを確認すると。これが空洞かどうかというのはまた別の話でありまして、今回それぞれ行ったのは、空洞がもしあったら、上の路面の表面にもひび割れが出てきているのではないかと想定の中で、ひび割れを確認する路面調査も再確認をしたというところ です。

安全かと言いますと、大きな下水道管が入っているところについては、異常があるようなひび割れはなかったですし、空洞もありませんでしたということが結論でございます。ただ、1.5mの深さですので、もしかするとそれよりも下側のところは確認ができません。なので、下水道局が今度は下から下水道管のほうからひびがあるかどうか、下水道管の内部ひびがあって、そこから土砂が漏れ出してきているのではないかと。それで、結局その上にある土がなくなって空洞ができていないかということ、下水道局が管理している下水道管のほうで確認をしてくれているということになります。

国道はというお話がありましたけれども、下水道局が入っているのは区道にも入っていますし、都道

にも国道にも入っています。ですので、下水道局が下水道の管路を区道、国道関係なく、それぞれ今ここここをやってみようということで調査をかけていて、もし空洞等が見つければ、その上の道路管理者である区道だったら区、国道だったら国と調整をして補修を速やかにしていくというようなことでございます。

○中塚委員

現状できる細かい点検をしていることが分かりました。ただ、東京都下水道局の調査の結果がまだ出ておりませんので、東京都から報告があった際には区議会にも示していただけたらと要望して、終わりたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続調査事項について

○塚本委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

本件につきましては、申出書(案)のとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

以上で本件を終了いたします。

(3) 委員長報告について

○塚本委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○塚本委員長

最後に、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ないようですので、正副より1点ご案内いたします。

去る2月21日の委員長会において、議長より所管事務調査の報告を提出していただきたい旨の依頼がありました。本委員会におきましても、これまで住宅に関すること、しながわ水族館のリニューアルについておよび地域交通政策に関すること、それぞれ調査・研究を行ってまいりましたので、議長から

の依頼のとおり、活動の現況を報告してまいりたいと考えております。

こちらの文面につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。ではそのように報告させていただきます。

議長に報告する文面につきましては、後日皆様にもお配りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後２時１８分閉会